

第2次鳥取県中部定住自立圏共生ビジョン

発進！とっとり中部
～絆と自立、癒しと活力を育む圏域～

平成27年3月31日

鳥取県 倉吉市

目次

| | |
|--------------------------------------|-----------|
| 第1章 はじめに | 1 |
| 1 ビジョンの目的 | 1 |
| 2 定住自立圏の名称及び構成市町 | 1 |
| 3 ビジョンの期間 | 2 |
| 4 ビジョンの進行管理 | 2 |
| 第2章 圏域の概況 | 3 |
| 1 地勢 | 3 |
| 2 土地利用・自然環境 | 3 |
| 3 人口・世帯 | 4 |
| 4 医療 | 9 |
| 5 福祉 | 9 |
| 6 教育 | 10 |
| 7 産業振興 | 10 |
| 8 地域公共交通・道路ネットワーク | 11 |
| 9 地産地消 | 12 |
| 10 移住・交流 | 13 |
| 11 情報・広報 | 13 |
| 12 人材 | 13 |
| 第3章 圏域の課題と可能性 | 14 |
| 1 圏域の課題 | 14 |
| 2 圏域の可能性 | 17 |
| 第4章 圏域の将来像 | 19 |
| 1 圏域の将来像 | 19 |
| 2 将来人口の目標 | 20 |
| 3 圏域づくりの基本方針 | 20 |
| 第5章 定住自立圏形成協定に基づく具体的な取組 | 24 |
| 1 生活機能の強化 | 25 |
| 2 結びつきやネットワークの強化 | 52 |
| 3 圏域マネジメント能力の強化 | 65 |
| 第6章 今後の検討課題 | 69 |
| 付属資料 | 75 |

第1章 はじめに

1 ビジョンの目的

定住自立圏共生ビジョンは、定住自立圏構想推進要綱（平成20年12月26日総行応第39号総務事務次官通知）及び定住自立圏形成協定（平成22年3月31日倉吉市・三朝町・湯梨浜町・琴浦町・北栄町締結）に基づき、中長期的な観点から圏域の将来像とその実現のために必要な具体的な取組を示すものです。

これにより、定住自立圏の圏域全体で人口の「定住」に必要な都市機能と生活機能を確保するとともに、圏域の地域資源を有効に活用して、「自立」に必要な経済基盤を培い、圏域全体の魅力の向上と活性化を図ることにより、圏域における定住を促進し、持続可能な圏域社会を構築することを目的としています。

また、このビジョンは、協定に基づく具体的な取組の推進に当たり、総務省をはじめ、国の各府省の支援の根拠となる計画です。

2 定住自立圏の名称及び構成市町

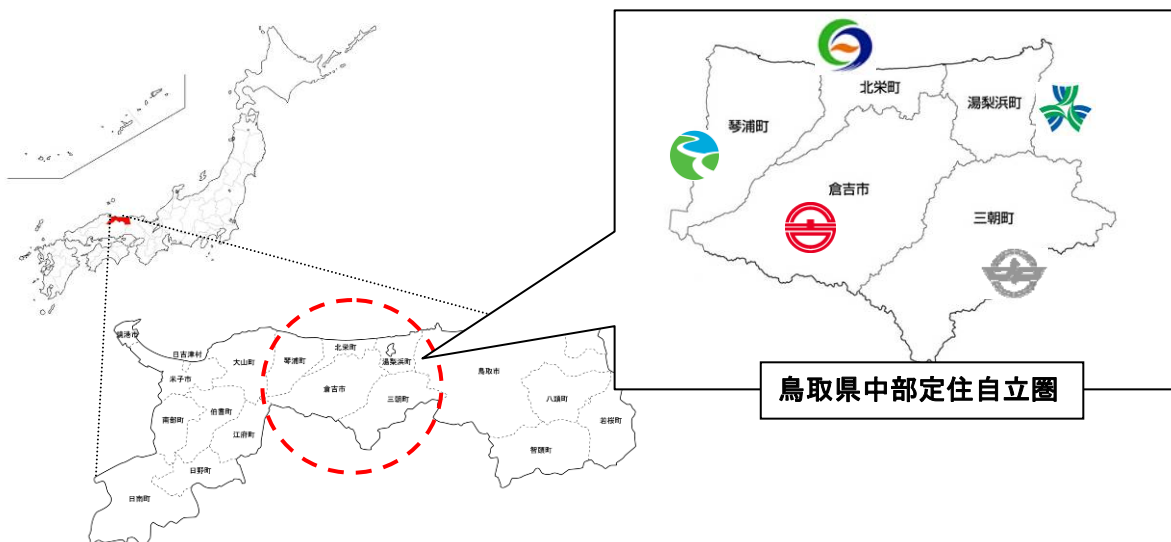
(1) 定住自立圏の名称

鳥取県中部定住自立圏

(2) 定住自立圏の構成市町

鳥取県中部定住自立圏は、倉吉市を中心市とし、周辺の三朝町、湯梨浜町、琴浦町及び北栄町の1市4町で構成された圏域となっています。

県内では、中部圏域のほかに県西部に位置する中海圏域（中心市：米子市・島根県松江市）と、県東部に位置する鳥取・因幡圏域（中心市：鳥取市）が存在しており、タイプとしては、中海圏域が「県境型・複眼型」、鳥取・因幡圏域が「大規模中心市型」となっています。この2つの圏域の間に位置する中部圏域は、コンパクトな自立圏域を目指す「小規模中心市型」に分類されます。

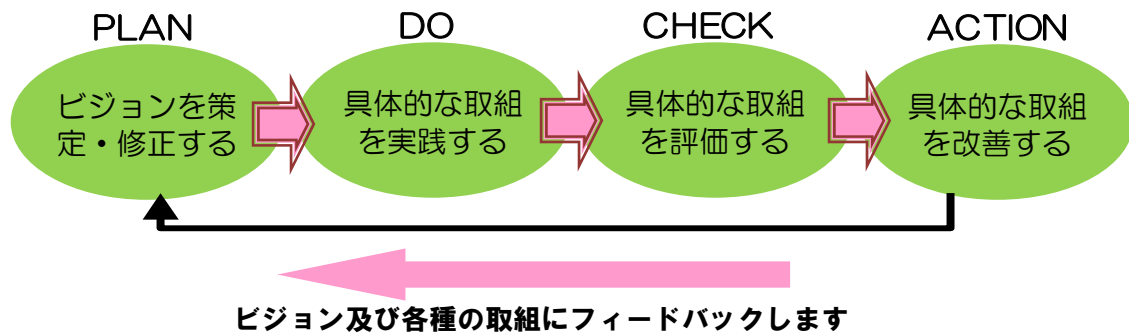


3 ビジョンの期間

このビジョンで示す将来像の実現に向けた具体的な取組の計画期間は、平成27年度から平成31年度までの5年間とします。

4 ビジョンの進行管理

このビジョンは、策定後、定期的に具体的な取組の進捗状況を把握するとともに、取組の評価・検討を行い、その結果を反映させていく「計画 (Plan)」、「実行 (Do)」、「評価 (Check)」、「改善 (Action)」の循環型のマネジメントサイクル (PDCAサイクル) に基づき、毎年度必要に応じて見直しを行います。



■ビジョンの年間サイクル

| | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 |
|--------------------------|--------|----------------|--------|--------|--------|
| ビジョンの策定・修正 (実施主体：倉吉市) | → | → 必要に応じて見直し・改善 | | | |
| 具体的な取組の実施 (実施主体：1市4町) | → | → | → | → | → |
| ビジョンの評価・検討 (実施主体：懇談会) | → | → 必要に応じて評価・検討 | | | |

第2章 圏域の概況

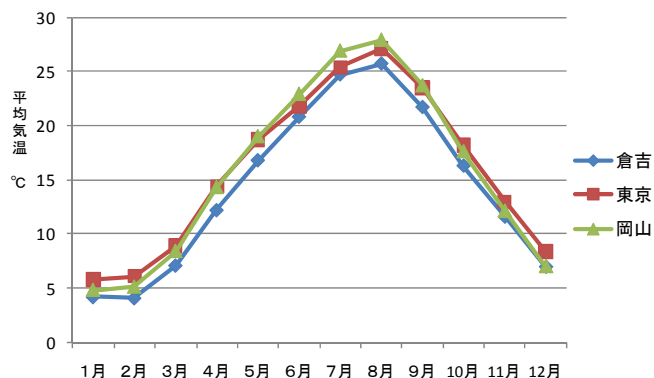
1 地勢

(1) 面積・位置

中部圏域は、鳥取県の中央部に位置し、北部は日本海沿岸、東部は県庁所在地の鳥取市、南部は岡山県、西部は大山町と江府町に隣接する圏域となっています。その総面積は780.6km²で、鳥取県の約22%を占めています。

(2) 気象

気候は日本海岸気候区に属し、年間平均気温（1979年～2000年）は14.4℃となっています。年間平均気温を山陽地方の岡山と比べると約1℃、東京と比べると約1.5℃低くなっており、比較的低い気温といえます。



2 土地利用・自然環境

中部圏域全体における土地利用別面積をみると、山林・原野が467.19km²（59.9%）、農用地が128.79km²（16.5%）で、自然的土地利用は595.98km²（76.3%）と圏域の約4分の3を占めています。

地形は、周囲を山麓に囲まれており、国道や県道沿いに市街地が形成されています。また、白い砂浜と青く輝く日本海をはじめ、天神川に代表される河川、打吹山、三徳山、船上山などの山岳、東郷池、北条砂丘など、多種多様で豊かな自然環境が中部圏域の大きな魅力となっています。

■土地利用別面積

| | 倉吉市 | 三朝町 | 湯梨浜町 | 琴浦町 | 北栄町 | 定住自立圏 |
|-----------|--------|--------|-------|--------|-------|--------|
| 農用地 | 田 | 31.37 | 6.76 | 13.20 | 15.50 | 128.79 |
| | 畑 | 16.75 | 2.08 | | 16.27 | |
| 山林 | 59.82 | 221.73 | 39.59 | 84.65 | 13.75 | 467.19 |
| 原野 | 47.65 | | | | | |
| 水面・河川・水路等 | 0.17 | - | 5.94 | - | - | 6.11 |
| 宅地 | 11.79 | 1.70 | 3.59 | 5.33 | 4.53 | 26.94 |
| 雑種地 | 4.3 | 1.19 | - | - | - | 5.49 |
| その他 | 100.30 | - | 15.63 | 18.13 | 12.01 | 146.07 |
| 合計 | 272.15 | 233.46 | 77.95 | 139.88 | 57.15 | 780.59 |

資料：各市町勢要覧、都市マスタープラン、土地利用計画など（単位：km²）

※各市町によって分類が異なる場合があります。

3 人口・世帯

(1) 人口推移

中部圏域の人口推移を長期的なスパンで見ると、昭和55年から昭和60年の高度経済成長時代と時期を同じくして、総人口は増加の傾向を示しており、昭和60年には122,939人まで達しています。しかし、昭和60年から平成22年の推移では、一転して減少傾向となっています。

また、年齢3区分別人口の推移についてみると、圏域全体では年少人口（0～14歳）と生産年齢人口（15～64歳）が減少し、高齢者人口（65歳以上）が増加している傾向がうかがえます。年齢の構成比で見ると、平成7年を境に、高齢者人口の割合が年少人口の割合を上回るようになっていきます。生産年齢人口の割合については、年々少なくなっている状況です。

■人口の経年変化

| | | 倉吉市 | 三朝町 | 湯梨浜町 | 琴浦町 | 北栄町 | 定住自立圏 | |
|-------|--------|--------|-------|--------|--------|--------|---------|-------|
| | | | | | | | 圏域計 | 構成比 |
| 昭和55年 | 総数 | 57,252 | 8,771 | 17,488 | 22,150 | 15,772 | 121,433 | 100.0 |
| | 0～14歳 | 12,479 | 1,608 | 3,450 | 4,588 | 3,373 | 25,498 | 21.0 |
| | 15～64歳 | 37,580 | 5,707 | 11,346 | 14,446 | 10,137 | 79,216 | 65.2 |
| | 65歳以上 | 7,192 | 1,456 | 2,692 | 3,116 | 2,262 | 16,718 | 13.8 |
| 昭和60年 | 総数 | 57,306 | 8,880 | 17,498 | 22,326 | 16,929 | 122,939 | 100.0 |
| | 0～14歳 | 12,181 | 1,665 | 3,529 | 4,555 | 3,852 | 25,782 | 21.0 |
| | 15～64歳 | 36,821 | 5,623 | 10,918 | 14,221 | 10,484 | 78,067 | 63.5 |
| | 65歳以上 | 8,304 | 1,592 | 3,051 | 3,550 | 2,593 | 19,086 | 15.5 |
| 平成2年 | 総数 | 56,602 | 8,700 | 17,309 | 21,736 | 17,155 | 121,502 | 100.0 |
| | 0～14歳 | 10,741 | 1,582 | 3,328 | 4,044 | 3,589 | 23,284 | 19.2 |
| | 15～64歳 | 36,031 | 5,289 | 10,478 | 13,599 | 10,560 | 75,957 | 62.5 |
| | 65歳以上 | 9,830 | 1,829 | 3,502 | 4,093 | 3,002 | 22,256 | 18.3 |
| 平成7年 | 総数 | 55,669 | 8,356 | 17,167 | 21,184 | 17,228 | 119,604 | 100.0 |
| | 0～14歳 | 9,332 | 1,322 | 3,007 | 3,533 | 3,195 | 20,389 | 17.0 |
| | 15～64歳 | 34,883 | 4,958 | 10,177 | 12,797 | 10,563 | 73,378 | 61.4 |
| | 65歳以上 | 11,454 | 2,076 | 3,983 | 4,854 | 3,470 | 25,837 | 21.6 |
| 平成12年 | 総数 | 54,027 | 7,921 | 17,381 | 20,442 | 16,915 | 116,686 | 100.0 |
| | 0～14歳 | 8,037 | 1,060 | 2,811 | 3,003 | 2,589 | 17,500 | 15.0 |
| | 15～64歳 | 33,169 | 4,557 | 10,277 | 12,024 | 10,412 | 70,439 | 60.4 |
| | 65歳以上 | 12,790 | 2,304 | 4,293 | 5,410 | 3,914 | 28,711 | 24.6 |
| 平成17年 | 総数 | 52,592 | 7,509 | 17,525 | 19,499 | 16,052 | 113,177 | 100.0 |
| | 0～14歳 | 7,159 | 910 | 2,605 | 2,656 | 2,196 | 15,526 | 13.7 |
| | 15～64歳 | 31,695 | 4,285 | 10,393 | 11,203 | 9,817 | 67,393 | 59.5 |
| | 65歳以上 | 13,725 | 2,314 | 4,527 | 5,638 | 4,039 | 30,243 | 26.7 |
| 平成22年 | 総数 | 50,720 | 7,015 | 17,029 | 18,531 | 15,442 | 108,737 | 100.0 |
| | 0～14歳 | 6,572 | 822 | 2,436 | 2,418 | 2,004 | 14,252 | 13.1 |
| | 15～64歳 | 29,858 | 3,901 | 10,003 | 10,343 | 9,236 | 63,341 | 58.3 |
| | 65歳以上 | 14,290 | 2,292 | 4,590 | 5,770 | 4,202 | 31,144 | 28.6 |

資料：国勢調査（単位：人、％）

※総数は年齢不詳分を含んでいるため、合計等の数値が合致しない場合があります。

(2) 世帯数

世帯数の経年変化をみると、中部圏域全体では平成2年から平成22年までの20年間で2,661世帯が増加していることが分かります。

一方、世帯人員の経年変化をみると、年々減少傾向にあり、核家族化が進行している傾向が続いています。

■世帯数と世帯人員の経年変化

| | | 倉吉市 | 三朝町 | 湯梨浜町 | 琴浦町 | 北栄町 | 定住自立圏 |
|------|-------|--------|-------|-------|-------|-------|--------|
| 世帯数 | 平成2年 | 16,750 | 2,566 | 4,580 | 5,826 | 4,330 | 34,052 |
| | 平成22年 | 18,266 | 2,385 | 5,418 | 5,834 | 4,810 | 36,713 |
| 世帯人員 | 平成2年 | 3.38 | 3.39 | 3.78 | 3.73 | 3.96 | 3.57 |
| | 平成22年 | 2.78 | 2.94 | 3.14 | 3.18 | 3.21 | 2.96 |

資料：国勢調査（単位：世帯、人/世帯）

(3) 人口動態

平成17年から平成25年にかけての自然増減数（出生人口と死亡人口の差）は、平成17年の湯梨浜町以外、いずれも減少しています。社会増減数（転入人口と転出人口の差）については、平成17年、18年、22年、24年及び25年の湯梨浜町並びに平成24年の琴浦町、平成25年の北栄町以外、いずれも減少となっています。

また、自然増減数と社会増減数の和で表される人口動態については、自然増減数の傾向と同様で、平成17年の湯梨浜町のみ増加を示すものとなっています。

■人口動態の経年変化

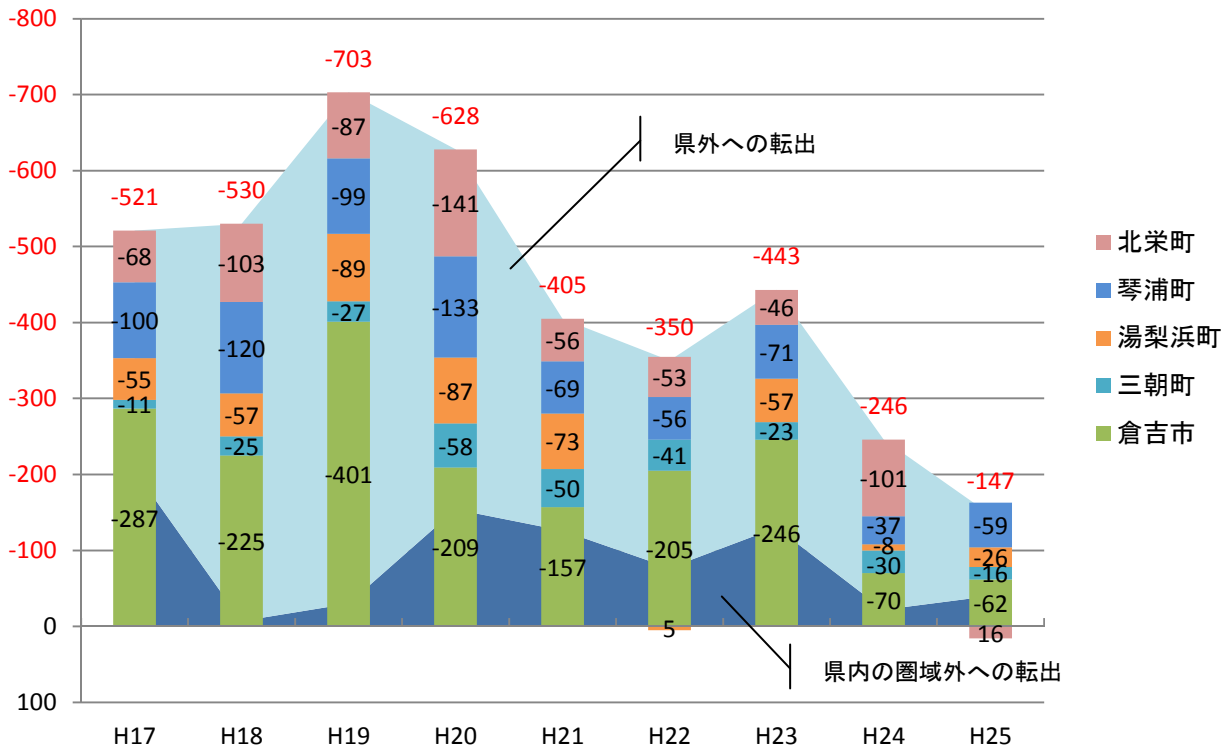
| | 倉吉市 | | | 三朝町 | | | 湯梨浜町 | | | 琴浦町 | | | 北栄町 | | |
|-------|------|-------|-------|------|-------|-------|------|-------|-------|------|-------|-------|------|-------|-------|
| | 人口動態 | 自然増減数 | 社会増減数 | 人口動態 | 自然増減数 | 社会増減数 | 人口動態 | 自然増減数 | 社会増減数 | 人口動態 | 自然増減数 | 社会増減数 | 人口動態 | 自然増減数 | 社会増減数 |
| 平成17年 | -553 | -145 | -408 | -118 | -77 | -41 | 128 | 2 | 126 | -213 | -109 | -104 | -220 | -108 | -112 |
| 平成18年 | -426 | -112 | -314 | -82 | -27 | -55 | -48 | -72 | 24 | -220 | -89 | -131 | -127 | -81 | -46 |
| 平成19年 | -706 | -224 | -482 | -62 | -30 | -32 | -81 | -61 | -20 | -293 | -154 | -139 | -81 | -60 | -21 |
| 平成20年 | -367 | -191 | -176 | -100 | -25 | -75 | -110 | -33 | -77 | -242 | -120 | -122 | -243 | -67 | -176 |
| 平成21年 | -309 | -181 | -128 | -129 | -57 | -72 | -163 | -55 | -108 | -195 | -119 | -76 | -92 | -66 | -26 |
| 平成22年 | -467 | -229 | -238 | -109 | -54 | -55 | -31 | -61 | 30 | -192 | -135 | -57 | -129 | -92 | -30 |
| 平成23年 | -418 | -176 | -242 | -66 | -52 | -14 | -75 | -61 | -14 | -272 | -152 | -120 | -150 | -97 | -53 |
| 平成24年 | -317 | -250 | -67 | -137 | -74 | -63 | -89 | -103 | 14 | -154 | -157 | 3 | -207 | -74 | -133 |
| 平成25年 | -418 | -293 | -125 | -80 | -79 | -1 | -83 | -83 | 0 | -225 | -186 | -39 | -76 | -94 | 18 |

資料：とっとり統計ナビ 鳥取県人口移動調査（単位：人）

(4) 中部圏域からの人口流出状況

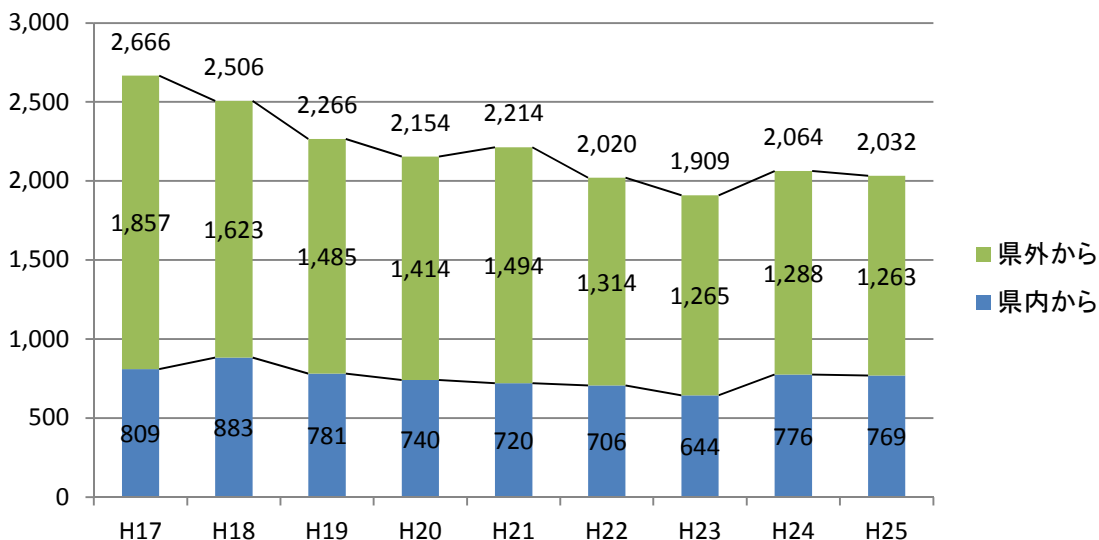
鳥取県中部圏域における平成17年から平成25年にかけての鳥取県中部圏域における社会増減超過数（圏域の市町間での人口移動を除いた転入人口と転出人口の差）は、転出人口が転入人口を常に上回っている状況で、その差は平成19年にもっとも大きな状態となりましたが、その後は、平成23年を除き、減少傾向が続いています。このことから、近年では中部圏域からの人口流出が鈍化していることを示すものとなっています。

中部圏域の社会増減超過数(単位:人)



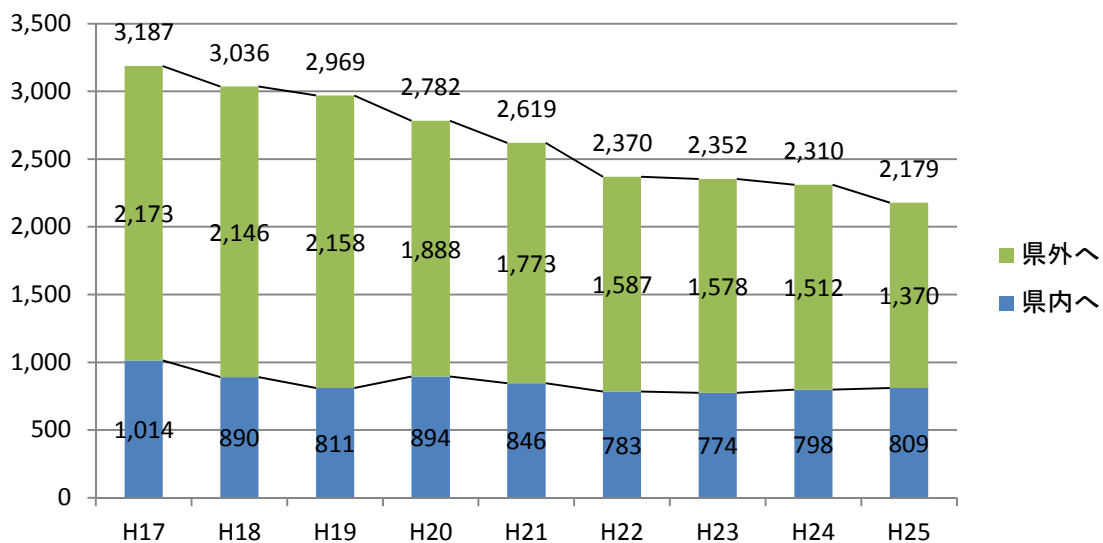
資料：とっとり統計ナビ 鳥取県人口移動調査（単位：人）
 ※中部圏域の市町同士での移動は除いている。

中部圏域への転入者(単位:人)



資料：とっとり統計ナビ 鳥取県人口移動調査（単位：人）
 ※中部圏域の市町同士での移動は除いている。

中部圏域からの転出者（単位：人）



資料：とっとり統計ナビ 鳥取県人口移動調査（単位：人）
 ※中部圏域の市町同士での移動は除いている。

(5) 昼夜間人口比率

中部圏域の昼夜間人口比率（常住人口100人当たりの昼間人口の割合）をみると、倉吉市では昼夜間人口比率が100を超えています、他の4町ではいずれも100以下となっています。

■昼夜間人口比率

| | 倉吉市 | 三朝町 | 湯梨浜町 | 琴浦町 | 北栄町 | 定住自立圏 |
|-------|-------|------|------|------|------|-------|
| 平成17年 | 111.6 | 89.7 | 79.9 | 96.6 | 88.1 | 99.3 |
| 平成22年 | 111.4 | 89.9 | 80.9 | 93.6 | 88.8 | 99.0 |

資料：国勢調査（単位：なし）

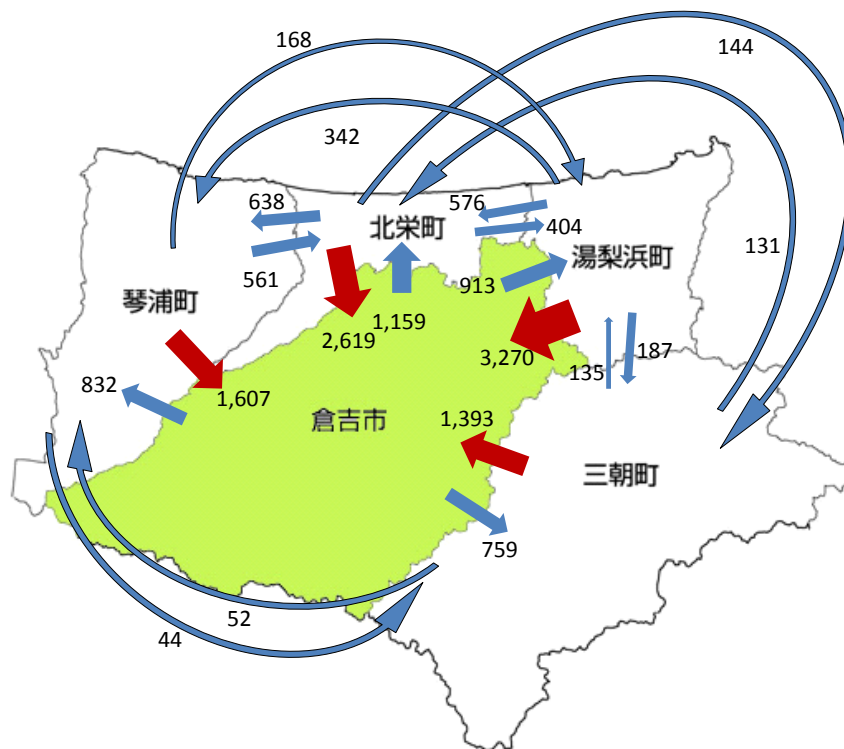
注釈：昼夜間人口比率＝（昼間人口／常住人口）×100

(6) 通勤・通学の状況

平成22年の国勢調査において、各市町に常住する就業者と通学者が圏域内の他市町へ通勤・通学している状況をみると、4町のいずれも、倉吉市へ通う人が多くなっています。

また、倉吉市からは北栄町へ通う人が最も多く、次いで湯梨浜町、琴浦町、三朝町の順となっています。

■通勤・通学の状況



資料：国勢調査（単位：人）

4 医療

倉吉市には、病院及び診療所並びに医師など、医療機関の基盤が最も整っており、三朝町には（公社）鳥取県中部医師会立三朝温泉病院など、中部保健医療圏で重要な役割を果たしている医療機関があります。他の3町では診療所が中心となり、医療を行っている状況です。医師数で見ると、倉吉市を除く4町で、特に精神科、産科などの診療科目に従事する医師の数が少ない状況となっています。

また、保健医療圏域別での入院状況は、中部圏域では、一般病床と精神病床の患者が他圏域への入院がやや高い傾向にあります。これは、一般病床については三次医療を東部・西部で行っていること、精神病床については中部に一つしか入院医療機関がないこととの関連が考えられます。しかしながら、中部の患者の85%以上は、中部圏域で入院していることから、おおむね中部圏域で医療が成り立っている状況です。

5 福祉

（1）高齢者福祉

高齢者を取り巻く状況を見ると、中部圏域の高齢化率は29.5%となっており、特に三朝町（33.1%）、琴浦町（31.7%）で高くなっています。

また、要介護（要支援）認定者では、軽度（要支援1、要支援2、要介護1）の割合が倉吉市で50%を超えています。また、中度（要介護2、要介護3）の割合は北栄町で40%、重度（要介護4、要介護5）の割合についても北栄町で27.1%と、それぞれ圏域内で最も高くなっています。

介護保険サービス等の状況では、倉吉市にサービス事業所の数が最も多く、各町では居宅サービスを中心に供給基盤が確保されている状況です。



（2）子育て支援

保育所（園）や放課後児童クラブ（学童クラブ）などの子育て支援関連の施設については、一定基盤が整えられている状況です。また、各町で整備が難しい病児、病後児保育及び休日保育サービスなどは、広域で対応しています。そのほか、子育て支援について不足しているサービスなどは、各市町の次世代育成支援行動計画において、将来的に整備する方向で計画が進められています。

（3）障がい者福祉

障がい者に対する福祉サービスについては、居宅系サービスは各市町で基盤が確保されている状況ですが、施設系や日中活動系のサービスは倉吉市に集中しており、広域で対応している状況です。

6 教育

中部圏域には認定こども園が9園、幼稚園が4園、小学校が31校（分校を含む）、中学校が13校あり、各市町で教育基盤は整えられている状況です。高等学校は7校で、倉吉市、湯梨浜町、北栄町にそれぞれあり、専修学校は5校、短期大学等は2校で、主に倉吉市に集中しています。

また、体育施設についてみると、体育館、野球場、庭球場などは、全ての市町に整備されており、他にも陸上競技場、フットサルコート、ゲートボール場など、住民のスポーツ活動を促進する施設が概ね整っています。

文化・コミュニティ施設についても、各市町に図書館、博物館などが整備されているほか、倉吉市には、鳥取県立倉吉未来中心（文化交流施設）が整備されており、圏域住民の憩いの場、交流の場として活用されています。

7 産業振興

(1) 観光

中部圏域は、古くから由緒ある歴史や伝統を持った圏域であり、白壁土蔵群をはじめ、三徳山三佛寺・投入堂、由良台場跡などの史跡が多く存在する圏域です。その他にも、自然環境、景勝、温泉、祭りなど、各市町を代表する観光資源や拠点が豊富に存在しています。

そうした歴史的背景や地理的環境、風土などを活かしながら、倉吉市のレトロ（遥かなまちへ倉吉探訪）、三朝町のラジウム温泉、湯梨浜町のロハス、琴浦町のグルメストリート、北栄町のコナン通りなど、近年では、各市町がそれぞれに目を引く取組を進めており、圏域の観光振興が図られています。

こうした取り組みにより、以前は減少傾向だった圏域周辺の観光入込客や温泉地入湯客数は、平成22年度以降では若干の増加傾向がうかがえる状況となっています。



(2) 産業構造

中部圏域の産業構造について、平成22年の産業3区分別の就業者数をみると、圏域全体で53,003人となっており、その内訳は、第一次産業8,694人（16.4%）、第二次産業11,849人（22.4%）、第三次産業32,460人（61.2%）となっています。また、産業大分類別にみると、特に、農業、建設業、製造業、卸売・小売業、医療・福祉に従事する人が多い状況となっています。

重要な基幹産業の一つである農業については、農家人口が年々減少しており、平成17年から平成22年にかけて約2,200人が減少しています。そのほか、農業産出額の減少や耕作放棄地の増加など、農業を取り巻く環境は一層厳しいものとなっています。

工業統計調査をみると、事業所数は減少の一途をたどっています。また、圏域における製造

業の従業員数、製造品出荷額の推移は、平成16年から平成20年までは増加傾向となっていました。平成20年のリーマンショック以降は大きく落ち込んでいます。また、商業統計調査をみると、事業所数、従業員数、年間販売額ともに、近年（平成11年から平成19年）では、概ね減少傾向となっています。

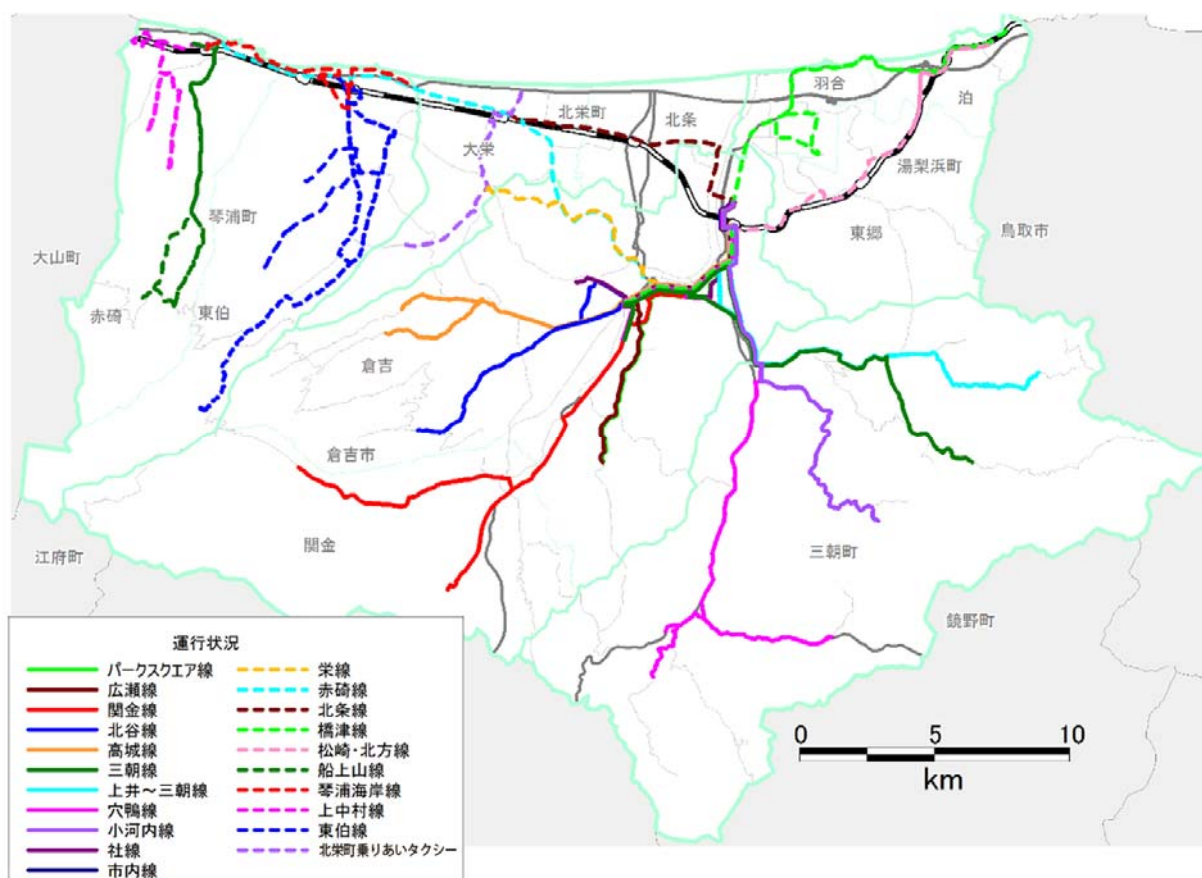
8 地域公共交通・道路ネットワーク

(1) 地域公共交通の状況

バス交通に関しては、中部圏域の玄関口である倉吉駅などを拠点に、高速バスや一般路線バスが運行されており、圏域内で1日約380便（53路線）が運行され、圏域住民の重要な移動手段となっています。その他にも、ワンコインバス、コミュニティバス、デマンド運行バス、NPO法人による過疎地有償運送の実施や乗合タクシーの運行など、各市町でコミュニティに合った地域の交通網を補完する交通サービスが実施されている状況です。また、三朝町以外の各市町にはJR各駅が整備されており、鉄道も利用できる環境が整っています。

なお、平成22年に鳥取県中部地域公共交通協議会が実施した住民アンケートによると、普段の移動手段として何らかの公共交通手段を利用している人の割合は、全体の2～4割程度となっています。

■バスの路線図



(2) 道路ネットワーク

広域道路については、山陰道や北条湯原道路など、圏域内外を連結する地域高規格道路やインターチェンジ等が各市町に整備されつつあります。これにより、都市圏へのアクセス時間の短縮や生活圏の広がりなど、住民生活にとって利便性を高める道路ネットワーク網が形成されます。

また、圏域内の道路は、国道9号、179号、313号を基幹に県道、市町道、基幹農林道などが結ばれており、相互に連携し、利用しやすい道路ネットワークが形成されています。

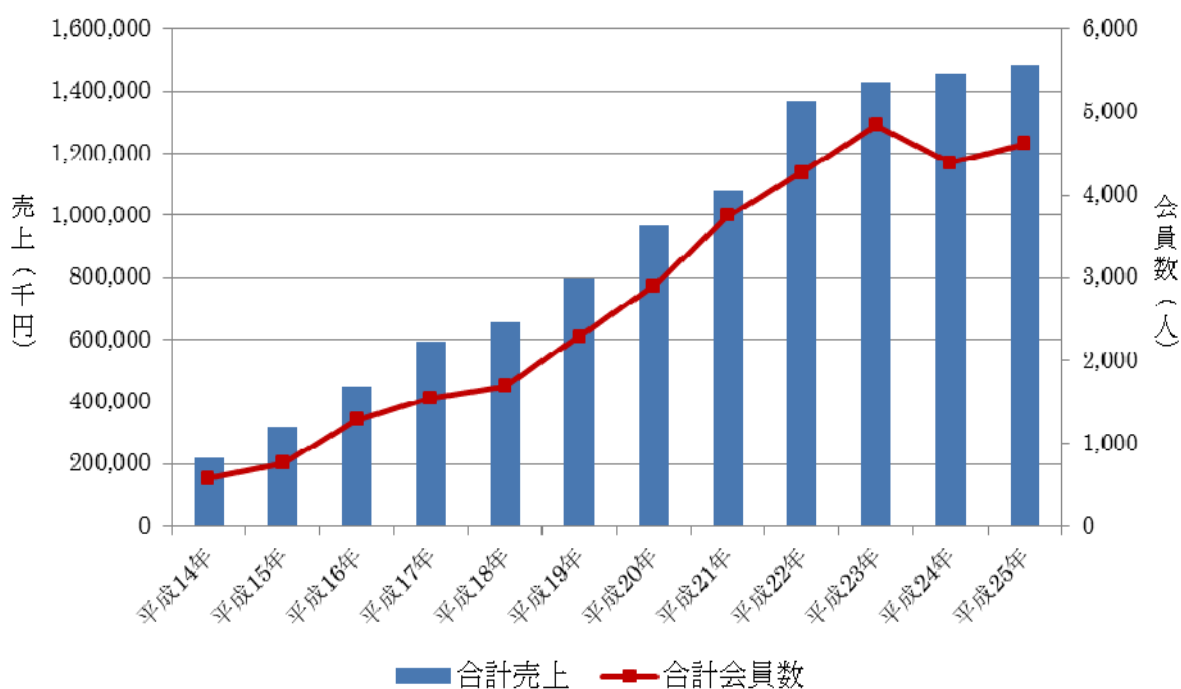
9 地産地消

特産物は、白ネギ、キャベツ、ブロッコリー、ながいも、梨、スイカ、メロン、ぶどうなどの農産物、和牛（肥育・繁殖）、乳牛、生乳、玉子などの畜産物、しいたけ、しめじ、竹炭、竹酢液などの林産物、シジミ、鮮魚などの水産物など、地域食材が豊富に存在しています。また、水を活かした地酒や醤油づくりも行われており、各市町の特色を活かした品目が豊富にあります。

また、鳥取中央農業協同組合の取組として、ハワイ夢マーケットやあぐりポート琴浦、満菜館など、圏域内に8つの直売所が設けられており、その年次販売額は、平成23年度に14億円を超え、その後の増加を続けています。また、その会員数も年々増加し、平成21年の約3,700名に対し、平成25年度は約4,600名まで伸びている状況です。

そのほか、食育に関する取組も鳥取中央農業協同組合、商工会議所などの関係機関と行政、学校、保育園（所）など圏域全体で進められています。

■年次別販売額と会員数の推移(圏域内の8つの直売所の合計)



資料：JA鳥取中央

10 移住・交流

移住に関する受け入れ事業の取組として、空き家バンク登録制度が進められており、倉吉市、湯梨浜町、琴浦町、北栄町で売買・賃貸物件の紹介や助成支援などが実施されています。

また、圏域内の住宅整備状況（平成20年住宅・土地統計調査）では、圏域内の専用住宅総数31,710戸のうち、持ち家数は24,910戸（78.6%）となっています。平成22年の国勢調査では、県内で三朝町の持ち家比率が12位、琴浦町の持ち家庭延べ面積（1世帯当たり）が3位となっています。

11 情報・広報

広報については、広報紙やホームページなどを活用して情報が発信されています。倉吉市では、情報通信基盤を利活用し、インターネットでのメール配信サービスやSNS（ソーシャル・ネットワークワーキング・サービス）、ケーブルテレビでのL字情報サービス（三朝町を含む）なども実施しています。

なお、圏域内のケーブルテレビは、日本海ケーブルネットワーク株式会社（NCN）が倉吉市と三朝町を、鳥取中央有線放送株式会社（TCC）が湯梨浜町、琴浦町、北栄町を放送エリアとして運営しており、その加入率は、各町で7～9割程度、倉吉市で約6割となっています。

12 人材

中部圏域のボランティア団体・NPO法人数（平成25年）をみると、167団体（うちNPO法人数は37団体）となっており、住民による各種のまちづくり活動の取組によって、地域活動が支えられています。

また、活動分野別の団体数の内訳をみると、ボランティア団体、NPO法人による活動において最も多いのは、保健・医療・福祉の分野（94団体）であり、その他に、まちづくり（59団体）、環境保全（44団体）、子どもの健全育成（43団体）の分野が比較的多くなっています。

第3章 圏域の課題と可能性


1 圏域の課題

圏域の総人口は昭和60年以降、減少に転じており、現状のまま推移すれば、少子高齢化の進行とともに地域活力の一層の低下が懸念されます。


全国的な人口減少社会の到来に対して、活力と魅力にあふれた地域社会を維持・創出していくためには、子どもや女性、高齢者などを含め、より多くの人々が活躍できる「活動の場」と「活動の機会」の創出に努めることが必要となっています。

今後の流出人口を抑制するため、住み良さ・暮らし良さを向上させる取組を充実するとともに、圏域外をはじめ、国内外からも人を呼び込むため、圏域全体の付加価値を高めて交流を活性化させ、圏域内に消費や人の流れを促すことが求められています。

(1) 暮らしを支える生活分野に関連する課題

- ① 二次保健医療圏として、倉吉市や三朝町に中心的な医療機関が配置されていますが、平日夜間における一次救急体制の整備や二次救急から三次救急への搬送体制の改善など、救急医療体制の充実が必要となっています。また、小児科医や産科医の不足、在宅医療体制の充実、無医地区の集落への対応や通院手段の確保などの課題もあり、誰もが安心して暮らせる医療サービス体制の構築が求められています。
- ② 今後ますます進む少子高齢化の波に対応するため、福祉サービスの質の向上や格差の解消、地域に根差した福祉の充実が課題となっています。また、子育てに悩む家庭へのサポート体制など地域の実情に応じた支援が求められています。また、県内における若年の妊娠人工中絶の件数が全国平均を上回る状況にあることから、思春期保健対策の推進も求められています。
- ③ 一定の教育機関が整っている一方で、家庭教育の問題をはじめ、子育てに関する教育相談体制の充実や不登校児童・生徒の増加などが課題となっています。また、体育施設・生涯学習施設についても、住民の生活へのニーズが複雑化する中、多様な学習・スポーツの機会の提供が求められており、より利用しやすい環境の整備、施設の機能の維持・充実、施設の有効活用に関する方策の検討等を進めることが必要となっています。


(2) 活力・元気を生み出す産業分野に関連する課題

- ① 基幹産業のひとつである第一次産業（特に農業）については、輸入自由化による国際競争や産地間競争の激化など、それらを取り巻く環境が厳しい状況下にある中、安定的に所得・収益を確保することが難しくなっており、農家戸数や農業人口の減少、就業者の高齢化、後継者不足といった課題に直面しています。また、そうした状況を背景に、耕作放棄地が増加し、経営耕地面積も年々減少しており、今後ますます生産性の低下や環境保全への悪影響を招くことが懸念されます。
- ② 第二次産業や第三次産業についても、景気の長期的な低迷を背景に、地場産業の衰退、雇

用情勢の不安定化が進んでおり、人口定住に必要な就業の場の確保の点でも産業・経済の活性化は喫緊の課題となっています。

- ③ 郊外での大型店舗の出店が目立つ中、市街地での空洞化が進んでおり、活気や賑わいが少なくなっている状況がうかがえます。そのため、空き店舗の利活用などにより、若者や高齢者が集い、活動できる場所づくりなど、新たな活気や賑わいを創り出す取組が必要となっています。
- ④ 豊富な農産物・水産物を活かすためのブランド化、高付加価値化による収益性を促す仕組みづくりが求められています。
- ⑤ 観光面では、各市町がそれぞれの豊富な地域資源を活用して観光振興を進めていますが、多様化・拡大化する観光ニーズに対応するため、積極的な広域観光の推進が必要となっています。また、今後は、国際的に広がる観光ニーズを捉え、新たな交流と地域の活性化を生み出すインバウンド（海外からの旅行者）への受け皿づくりも必要となっています。

(3) 賑わいを生み出す結びつきやネットワーク分野に関連する課題

- ① 豊かな地場の農産物、水産物について、圏域内で消費していく体制が不十分な面もあるため、圏域内での地産地消を更に推進するとともに、圏域外で消費する取組も強化していくことが重要となっています。
- ② JR、高速バス、路線バス、地域コミュニティでの移動手段など、様々な交通手段が整備されていますが、連結・連携の体制が不十分となっています。特に、公共交通の基幹である路線バスは、利用者の不足、一部の非効率な路線体系などにより、安定的な経営が困難になっており、サービス水準が維持できないといった課題がうかがえます。また、今後、更に超高齢社会が進展していく中で、高齢者の通院・買い物など生活に不可欠な交通手段の確保についても必要性が高まっています。
- ③ 移住に関する取組やニーズは増えているものの、受け入れをする側の住民意識の不足や雇用状況の問題で、定住化を促進できない状況がうかがえます。
- ④ 全国的に晩婚化の傾向にあり、また未婚率も上昇していますが、圏域においても同様の状況です。これは、近年の経済情勢の変動、価値観の多様化などによるものと思われませんが、圏域の人口の減少及び少子高齢化に与える影響が非常に大きく、圏域の将来を考える上で絶対に無視することができない問題となっています。人口減少による地域コミュニティの衰退により、住民同士の繋がりが益々希薄になっていく中で、結婚を希望する独身男女の出会い婚姻に結びつく機会は、今後益々失われていくことが予想されることから、行政や地域などの協力による、出会いの機会の提供などの取組が求められています。
- ⑤ 「都市と農山漁村の共生・対流に関する世論調査（平成17年農林水産省調査）」では、都市に住む人が農山漁村地域で滞在中にしたいこととして、「温泉」、「観光地めぐり」、「名物料理を食す」、「そば打ちや乳製品の加工品づくり」が回答割合の高い項目となっています。中部圏域には、こうしたニーズを満たす要件や資源が十分に備わっているため、今後は、そうした資源の情報提供や各種活動のネットワーク化を促し、ニーズとのマッチングを図るサポート体制の充実が求められています。
- ⑥ 圏域内のケーブルテレビの情報は2分化されており、圏域内で受



け取る情報が統一できていないため、圏域内の情報の共有化が望まれています。また、高度情報化社会の形成のため、情報通信技術（ICT）を利活用した情報発信の強化に関する取組も重要となっています。

（４） 地域づくりを担う人材育成に関連する課題

- ① 住民のライフスタイルが多様化し、住民ニーズがより複雑化・高度化する一方で、行政職員はその数が限られており、多くの事務や業務を兼務でこなしていかなければならず、人材の確保や育成が課題となっています。また、高度化する行政ニーズに対応するため、より専門的な知識や技術の習得が求められています。
- ② ボランティア団体やNPO法人などの活動は活発ですが、分野によっては各種の取組を連携させることで、より効果的な取組が期待できるため、今後、関係団体間の情報の共有化や人材交流など、圏域内のネットワーク化を図り、有機的に連携していくことが重要となります。
- ③ 全国的な財政難や各種事業が縮小される傾向の中、公的支援だけでは住民生活の質を維持していくことが困難となっており、共生・協働の視点から、行政と住民、企業、学校、NPO法人等の圏域社会の様々な主体が、明確な役割分担と責任のもとで、お互いに連携し、まちづくりを進めていくことが求められています。そのためにも、地域のまちづくり活動を支援し、公共サービスを補完する新しい公共の担い手を育成する仕組みづくりが、ますます重要となっています。



2 圏域の可能性

中心市である倉吉市と、圏域を構成する三朝町、湯梨浜町、琴浦町、北栄町の4町が有機的に連携し、以下の可能性を最大限に高めることで、定住自立圏として発展していくことが期待されます。

(1) 美しい自然環境が整った魅力的かつ豊富な地域資源が存在する圏域

白い砂浜と青く輝く日本海をはじめ、天神川に代表される河川、打吹山、三徳山、船上山に代表される山岳、東郷池、北条砂丘など、中部圏域を構成する市町それぞれに代表的な自然環境があり、この美しく恵まれた水と緑の環境は、この圏域の大きな魅力となっています。

そうした肥沃な大地、豊かな風土からは、梨、スイカ、メロンなどの農産物、和牛、乳牛などの畜産物など、県内でも有数の特産物が数多く生み出されています。

そのほかにも、文化財指定件数は県内で上位であり、由緒ある多くの歴史文化物・名所が存在しています。このような豊富な地域資源を有効に活用することで、圏域の魅力を向上させる可能性が高まります。

(2) 安全・安心を感じられる質の高い生活支援・サポート基盤がある圏域

医療については、県内の二次保健医療圏としての基盤が整っており、それぞれの医療機関が専門性を活かして連携しています。また、福祉サービスについては、種類・数が多く、介護や子育てサービスなどの福祉分野では、一定の生活支援やサポート体制が確保されており、中部圏域に住む人が安心して生活できる環境が整っているといえます。

教育の面でも、学校教育、社会教育などの面で学習環境・施設環境が整っており、今後も、それらの基盤整備とネットワーク化を更に充実していくことで、誰もが安全に安心して暮らしていける質の高い圏域づくりが可能となります。

(3) 圏域を支える産業基盤と特色ある産業構造をもった圏域

地場産業の低迷傾向はあるものの、圏域を構成する各町の就業率は全国平均を上回っており、県内でも比較的高く、特に女性の就業率が非常に高いものとなっています。また、倉吉市は人口千人当たりの事業所数、従業者数、商店数が県内トップクラスとなっています。圏域内の産業構造（就業者数の内訳）としては、農業、製造業、卸売・小売業、医療・福祉業の分野に従事する人が多くなっており、前述したように、特に医療・福祉基盤の整ったこの圏域では、医療・福祉産業がまちの一大産業ともなっています。

圏域の豊かな資源や特色ある産業構造を活かした6次産業の創出、また、農商工連携・産学官連携等によるものづくり産業の強化などにより、農林水産業の振興や地場産業の育成を図るとともに、圏域の強みである医療・福祉産業の伸張や新規産業の誘致等によって、一体的に産業の活性化がなされ、経済基盤の強化、就業環境の充実が進むものと期待されます。

(4) 人とモノの交流を生み出すツーリズム要素の多い圏域

多種多様な歴史、伝統文化を併せ持つ倉吉市、県内でも有数の温泉資源のある三朝町、ロハスを推進しスローライフを感じることでできる湯梨浜町、牛乳やあごカツカレーなど独自の地場グルメを生み出している琴浦町、環境への取組や漫画によるオリジナルなまちづくりを推進する北栄町。中部圏域には、各市町が持つ独自の観光施設と豊富な観光資源が点在しています。また、各市町に豊かな自然環境と農畜産物や水産物などの資源が豊富にあり、訪れたい要素（ツーリズムに繋がる要素）が多分に備わっている圏域であるといえます。

こうした資源を広域的に結びつけ、他分野とも連携を図ることで、圏域内・外との交流がますます活発になり、圏域外から足を運ぶ機会が大きく広がります。

(5) 県の中央部に立地する利便性を活かせる圏域

県の中央部に位置する中部圏域は、岡山県、鳥取・因幡圏域、中海圏域と隣接しており、山陰地方の東西あるいは南北の交流・連携の要として、重要な位置付けとなっています。また、鉄道網や高速バスをはじめ、鳥取空港・米子空港からの飛行機を利用して、主要都市へのアクセスが可能な環境もあります。

今後、北条湯原道路の整備が進むことにより、山陰自動車道や米子自動車道へのアクセス時間がより一層短縮されます。こうした立地を活かし、更なる利便性の向上を図ることが可能となります。

(6) 「中部はひとつ」という連携意識の高い圏域

中部圏域は、圏域を構成する各市町間の移動が30分以内にはできる距離・範囲となっています。そのため、昔から「中部はひとつ」という強い連携意識のもと、単独市町で解決できない課題等に対し、鳥取中部ふるさと広域連合を設置し、その機能を活用して、各市町が連携しながら様々な取組を行い、課題解決に当たってきた背景があります。

また、「ボランティア活動」の行動者率が全国第4位（平成23年社会生活基本調査）となった鳥取県の中でも、ボランティア活動やNPO活動が盛んな圏域でもあります。

このような要素から、今後も鳥取中部ふるさと広域連合の機能を活用し、各市町間の連携をより一層強めて広域的な課題に対応するとともに、併せて、地域活動の担い手の育成とNPO法人等の圏域社会の様々な主体と連携することによって、細部の課題へ対応できるきめ細やかな圏域づくりが可能となります。

この圏域の特色でもある「絆を大切にする温かい気風を持った土地柄・気質」こそ、人と人とを結び付け、定住を促進するのに欠かせない要素です。



第4章 圏域の将来像

1 圏域の将来像

現在、我が国は、本格的な人口減少社会を迎え、地方圏のみならず都市圏の人口まで減少していく厳しい情勢にある中、国際競争の激化による産業の低迷・衰退、社会保障費の増加、地球規模での環境問題など、地方自治体を取り巻く環境は、より一層、複雑化・多様化の様相をみせています。また、地方分権から地域主権への流れとともに、基礎自治体における役割や責任はより一層重要なものとなっています。

中部圏域には、美しい自然環境、医療・福祉などの生活支援サービス、山陰地域の要所としての地勢、農畜産物をはじめとする彩り豊かな資源、歴史・伝統ある産業基盤、各市町独特の観光資源や拠点などがあり、この圏域に備わっている各種の資源や環境は、今後も圏域の発展を支える可能性を多分に有しています。

また、この圏域を構成する1市4町は、古くから文化・伝統面や経済面において深い繋がりを有しており、人と人とを結び付ける絆を大切にする風土が培われています。そのような結び付きは、近年の高速交通網の整備や情報通信網の発達により、ますます強くなっています。

中部圏域は、このような圏域の絆をさらに強め、倉吉市と周辺の4町の機能を有機的に連携させ、有力な資源や環境を最大限に活かしながら、圏域全体、そして地域の一人ひとりが「自立」した社会の構築を目指します。また、それにより、圏域の特性でもある“癒し”の要素を伸ばしつつ、新たな“活力”を育み、圏域の豊かな生活価値（＝暮らし良さ、魅力等）を高め、人やモノの交流を更に促進する、山陰地域の要所としてなくてはならない圏域づくりを進めます。

このような方向性をふまえ、圏域の将来像を以下のように設定します。

■中部圏域の将来像

発進！ とっとり中部

～ 絆と自立、癒しと活力を育む圏域 ～

- 発進**・・・未来へ向かって中部圏域の皆で「さあ、やろう」という姿勢、「Let's Go (レッツゴー)」・「Start (スタート)」の声、より良い圏域づくりに挑戦するために「共に汗を流していこう」という意味を表しています。また、魅力や情報の“発信”、新しいことを始めていく“発・新”の意味も含んでいます。
- とっとり中部**・・・1市4町の圏域、“中部はひとつ”を表しています。
- 絆**・・・1市4町の連携、行政と地域の協働、人と人との支え合い、圏域内外の交流、中部圏域の絆を大切にするあたたかな風土などを意味しています。
- 自立**・・・中部にしかないアイデンティティや地域資源を活かし、現状の厳しい社会情勢の中でも、圏域全体の経済・生活の向上を図ることの宣言・決意を表しています。また、定住促進により持続可能な圏域社会の構築という定住自立圏構想そのものの目的も示しています。
- 癒しと活力**・・・“癒し”（＝医療・福祉などの生活機能、歴史・文化、豊かな資源、風土など）と“活力”（＝産業、雇用、交流など）によって、暮らし良さと魅力を生み出していくことを意味しています。それにより、若者や子ども、圏民すべてが夢や希望を持って、元気に、生き活きと躍動することを示しています。

2 将来人口の目標

国立社会保障・人口問題研究所の将来推計人口によると、中部圏域における人口は、年々減少が加速化し、平成52年には約78,000人まで減少するものと推計されています。

しかしながら、中部圏域においては、次章に掲げる定住への様々な取組を推進することにより、中長期的に人口減少幅を逡減させ、各市町で策定した地方人口ビジョンの人口目標を維持し、中部圏域全体で約85,000人を維持することを目標とします。

■将来人口の目標(構成市町別)

(単位：人)

| | 平成22年 | 平成27年 | 平成32年 | 平成37年 | 平成42年 | 平成47年 | 平成52年 |
|--------------|------------------|------------------------------------|----------------|---------------|---------------|---------------|---------------|
| 倉吉市 | (50,720) | 48,893 (49,044) | 47,126 | 45,460 | 43,898 | 42,308 | 40,741 |
| 三朝町 | (7,015) | 6,576 (6,490) | 6,125 | 5,756 | 5,461 | 5,182 | 4,903 |
| 湯梨浜町 | (17,029) | 16,599 (16,550) | 16,081 | 15,536 | 15,027 | 14,533 | 14,035 |
| 琴浦町 | (18,531) | 17,531 (17,416) | 16,538 | 15,632 | 14,833 | 14,055 | 13,321 |
| 北栄町 | (15,442) | 14,820 (14,820) | 14,171 | 13,576 | 13,020 | 12,463 | 11,865 |
| 定住自立圏 | (108,737) | 104,419 (104,320) | 100,041 | 95,960 | 92,239 | 88,541 | 84,865 |

資料：各市町の地方人口ビジョン

ただし、括弧書きの数値は各年10月1日現在の国勢調査人口（国勢調査人口等基本集計、総務省）

■将来人口の目標と将来推計人口(年齢3区分別)

(単位：人)

| | 平成22年 | 平成27年 | 平成32年 | 平成37年 | 平成42年 | 平成47年 | 平成52年 |
|----------------------|------------------|------------------------------------|----------------|---------------|---------------|---------------|---------------|
| 目標人口※1 | (108,737) | 104,419 (104,320) | 100,041 | 95,960 | 92,239 | 88,541 | 84,865 |
| 0～14歳 | (14,252) | 13,460 (13,393) | 12,685 | 12,229 | 12,069 | 12,025 | 11,958 |
| 15～64歳 | (63,341) | 57,595 (57,313) | 52,753 | 49,360 | 46,978 | 44,989 | 42,234 |
| 65歳以上 | (31,144) | 33,364 (33,379) | 34,603 | 34,371 | 33,192 | 31,527 | 30,673 |
| 推計人口※2 | (108,737) | 103,779 | 98,787 | 93,606 | 88,421 | 83,260 | 78,060 |
| 0～14歳 | (14,252) | 13,138 | 11,910 | 10,645 | 9,631 | 8,907 | 8,368 |
| 15～64歳 | (63,341) | 57,279 | 52,321 | 48,631 | 45,606 | 42,847 | 38,995 |
| 65歳以上 | (31,144) | 33,362 | 34,556 | 34,330 | 33,184 | 31,506 | 30,697 |
| 目標人口と推計人口の差※3 | 0 | 640 | 1,254 | 2,354 | 3,818 | 5,281 | 6,805 |
| 0～14歳 | 0 | 322 | 775 | 1,584 | 2,438 | 3,118 | 3,590 |
| 15～64歳 | 0 | 316 | 432 | 729 | 1,372 | 2,142 | 3,239 |
| 65歳以上 | 0 | 2 | 47 | 41 | 8 | 21 | -24 |

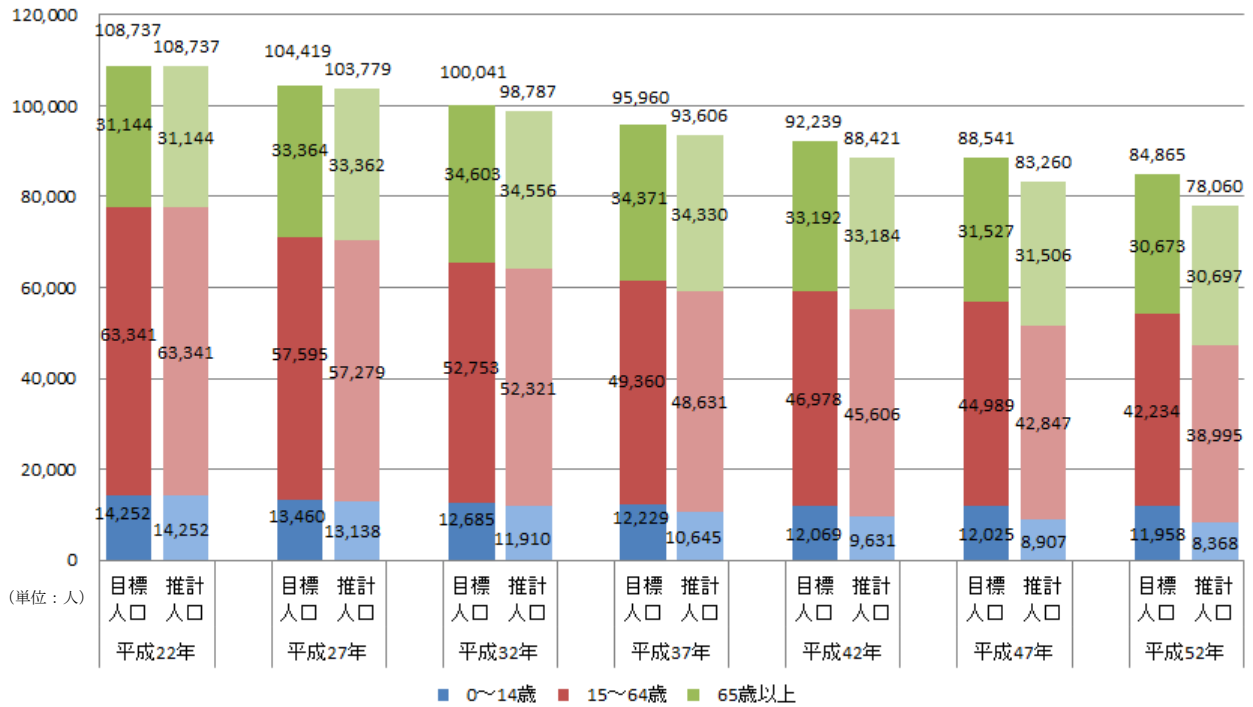
資料：※1 各市町の地方人口ビジョン

※2 日本の地域別将来推計人口（平成25年3月推計、国立社会保障・人口問題研究所）

※3 目標人口から推計人口を引いた値

※ 括弧書きの数値は、各年10月1日現在の国勢調査人口（国勢調査人口等基本集計、総務省）
 なお、総数は年齢不詳分を含んでいるため、合計等の数値が合致しない場合があります

■将来人口の目標と将来推計人口の比較(年齢3区分別)



3 圏域づくりの基本方針

圏域の将来像の実現に向けて、圏域づくりの基本方針を以下のように定めます。

■美しい自然環境、多彩な地域資源を活かした圏域づくり

豊かさ・魅力

中部圏域は、水と緑に囲まれた豊かで美しい自然環境が大きな魅力であり、そして、この風土から歴史・伝統文化、農畜産物や水産物など、様々な地域資源が生まれています。そのため、このような有用な資源を再認識し、1市4町が一体となって、有効かつ最大限に活かす圏域づくりを進めます。また、恵まれた環境を守り、次の子どもたちの世代に誇りを持って引き継いでいけるよう、自然環境にも配慮した取組を推進します。

■安全・安心が確保された住み良い圏域づくり

安全・安心

住民の暮らしや生活を支える医療、福祉などの基盤・サービスの充実を図り、また、教育面においても、学ぶことができる環境を整備することで、生活の質などの好条件を更に充実するように取り組みます。そのほか、消防や防災体制など、大規模な事故や災害などへの体制の強化、住環境への配慮など、住む人が安全・安心に暮らせる住みよい圏域づくりを進めます。

■活力・元気を創出する魅力ある圏域づくり

活力・元気

圏域の魅力の一つとなっている観光分野において、ネットワーク化を図り、広域的な観光基盤の整備を推進します。また、地域資源を活かした6次産業の創出やものづくり産業の強化など、農林水産業の振興や地場産業の育成を図るとともに、医療・福祉産業の伸張や新規産業の誘致等によって、産業の活性化や雇用の創出に努めることで、圏域の活力・元気を生み出す圏域づくりを進めます。

■人・モノ・情報の流れを促し、結びつきを強める圏域づくり

多様性・交流

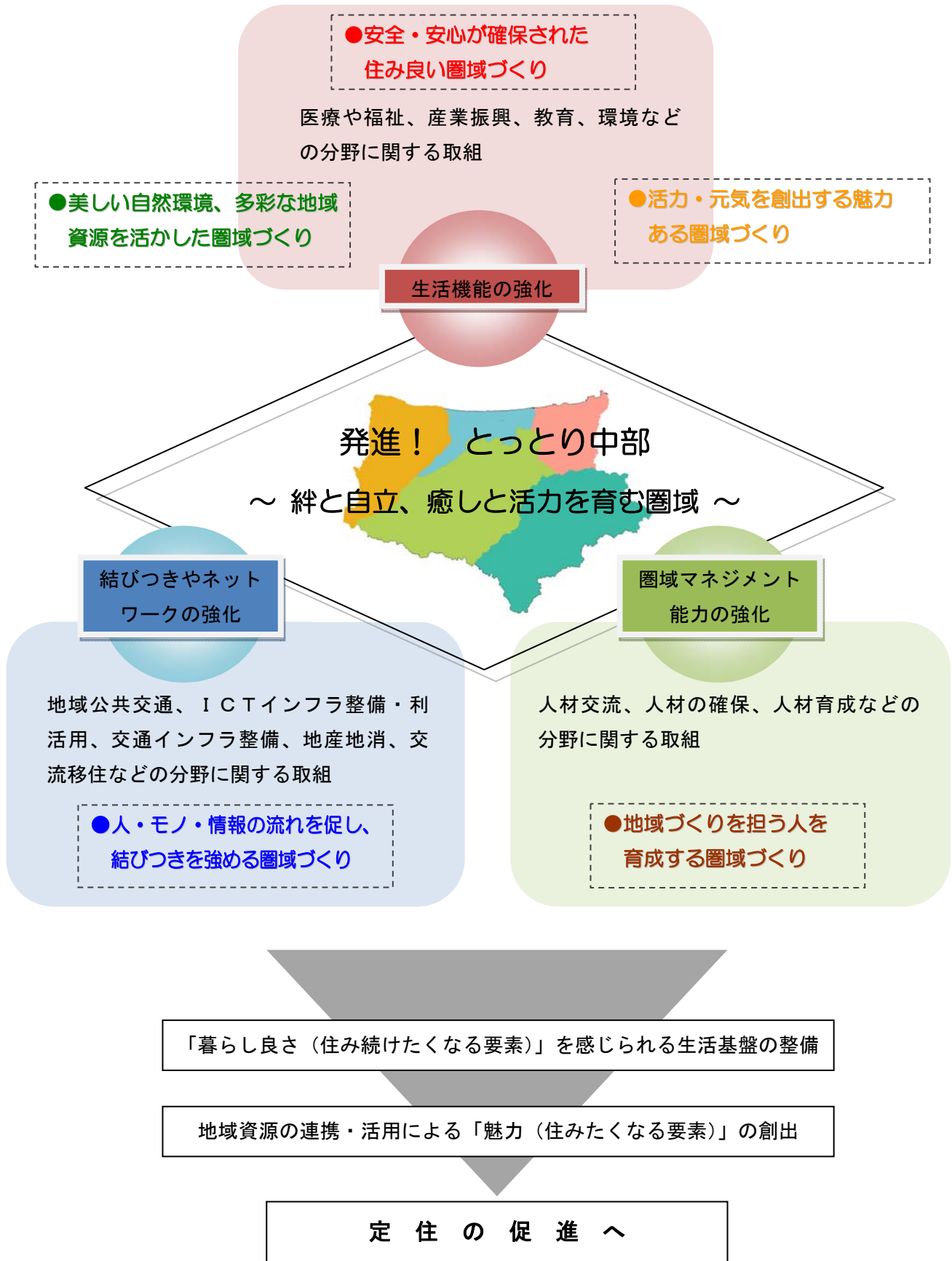
中部圏域は、多様なツーリズム要素のある資源や環境を備えており、様々な関係機関や団体と連携し、これらを複合的に活用していきます。また、定住促進の取組や公共交通などのアクセス環境の充実、情報の共有と発信力の強化によるネットワーク化の充実・強化を図り、人・モノ・情報の流れや結びつきを強める圏域づくりを進めます。

■地域づくりを担う人を育成する圏域づくり

連携意識・絆

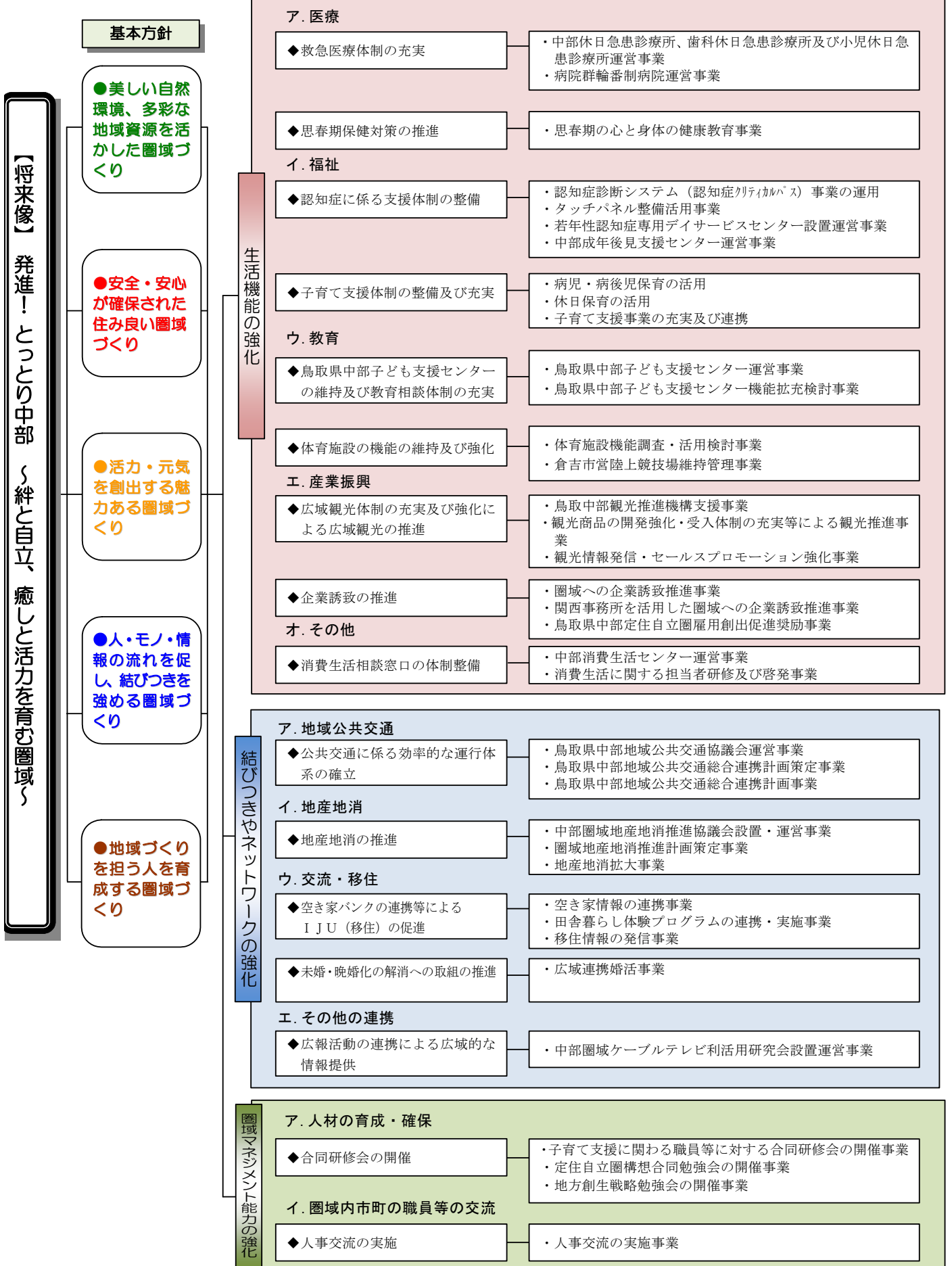
古くからの連携意識の強さから生まれた圏域内での盛んなボランティア活動やNPO活動、地域活動や助け合い活動などを更に促進するよう、人材の育成・確保に努めます。また、そうした活動を行政・企業・学校などの取組とも一体的に連携させ、地域みんなで「中部はひとつ」の圏域づくりを進めます。

■圏域の将来像、圏域づくりの基本方針と定住自立圏構想の3つの視点との相関図



第5章 定住自立圏形成協定に基づく具体的な取組

■ 全体像(体系図)



圏域マネジメント能力の強化

ア. 人材の育成・確保

- ◆合同研修会の開催
 - ・子育て支援に関わる職員等に対する合同研修会の開催事業
 - ・定住自立圏構想合同勉強会の開催事業
 - ・地方創生戦略勉強会の開催事業

イ. 圏域内市町の職員等の交流

- ◆人事交流の実施
 - ・人事交流の実施事業

1 生活機能の強化

ア. 医療

◆ 救急医療体制の充実

(1) 取組の概要

【現状と課題】

鳥取県中部圏域の救急医療体制は、初期救急医療体制と二次救急医療体制とがありますが、中部圏域には救命救急センターはなく、県立厚生病院が救命救急センターに準ずる機能を果たしています。しかし、重症熱傷等の対応困難なものについては、東部・西部へ搬送し、対応しており、当面、三次救急医療機関への搬送体制の確保・改善が求められています。

初期救急医療体制としては、鳥取県中部医師会及び鳥取県中部歯科医師会等と連携して、中部休日急患診療所、二次救急医療体制としては、病院群輪番制により8病院¹が分担して日曜日及び祝祭時の救急診療に対応していますが、勤務医にとって休日、夜間の勤務は負担が大きいため、救急医療に対応できる医師のさらなる確保が必要です。

【取組の方針】

鳥取県中部医師会等との連携による初期救急医療体制等の充実、平日夜間の医療体制確保に加えて、休日の二次救急医療が24時間確保できる体制を維持するため、継続的な支援と併せて夜間・休日の適正受診の周知を図ります。また、三次救急医療機関への搬送体制の確保・改善に向け引き続き検討を行います。

(参考1)

救急告示病院（鳥取県立厚生病院・野島病院・清水病院・藤井政雄記念病院）

病院群輪番制病院（救急告示病院＋北岡病院・垣田病院・信生病院・三朝温泉病院）

定住自立圏形成協定の規定の内容

| | |
|-----------|--|
| 取組の内容 | 圏域における初期救急医療体制及び二次救急医療体制を、鳥取県中部医師会等と連携して維持し、及び確保するため、救急医療体制の診療機能として必要な運営及び施設、設備等の整備に対し支援を行う。 |
| 倉吉市(甲)の役割 | ①救急医療の需要調査及び体制を充実させるための検証を行う。 ②救急医療体制を充実させるための事業の企画及び連絡調整を行う。 ③関連する事業に必要とされる経費の支出を行う。 |
| 関係町(乙)の役割 | ①救急医療の需要調査及び体制を充実させるための検証に協力する。 ②救急医療体制を充実させるための事業の企画を行う。 ③関連する事業に必要とされる経費の支出を行う。 |

【取組の成果（指標及び実績）】

ア. 指標

| | |
|-----|-------------------------------------|
| 指標① | 初期救急医療施設（休日急患診療所、小児・歯科休日急患診療所）の利用者数 |
| 指標② | 初期救急医療施設（平日夜間診療）の利用者数 |
| 指標③ | 二次救急医療施設（病院群輪番制病院）の利用者数 |

イ. 実績

| 成果の状況 | | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 | 備考 |
|-------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|----|
| 指標① | 目標 (人) | 1,500 | 1,500 | 1,500 | 1,500 | 1,500 | |
| | 実績 (人) | | | | | | |
| 指標② | 目標 (人) | 1,000 | 1,000 | 1,000 | 1,000 | 1,000 | |
| | 実績 (人) | | | | | | |
| 指標③ | 目標 (人) | 3,100 | 3,100 | 3,100 | 3,100 | 3,100 | |
| | 実績 (人) | | | | | | |

(2) 具体的な事業

| 事業名 | 中部休日急患診療所、歯科休日急患診療所及び小児休日急患診療所運営事業 | | | | | | |
|--|---|--|--------|--------|--------|--------|--------|
| 内容 | <p>休日及び休日の夜間に発生する急病者の医療を確保するため、鳥取県中部医師会及び鳥取県中部歯科医師会等と連携して休日急患診療体制を維持するとともに、感染性の高い急病者の医療を確保するため、鳥取県中部医師会と連携して平日夜間の診療体制を確保します。</p> <p>また、初期救急医療体制の診療機能として必要な施設、設備等の整備に対する支援を行います。</p> | | | | | | |
| 関係市町及び役割分担 | 倉吉市 | <ul style="list-style-type: none"> ・初期救急医療体制を充実させるための事業の企画及び連絡調整を行います。 ・広報の企画及び周知活動を行います。 ・事業に必要とされる経費の支出を行います。 | | | | | |
| | 三朝町 湯梨浜町 琴浦町 北栄町 | <ul style="list-style-type: none"> ・初期救急医療体制を充実させるための事業の企画を行います。 ・広報の企画に協力し、周知活動を行います。 ・事業に必要とされる経費の支出を行います。 | | | | | |
| 概算事業費 | 年度別 (千円) | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 | 計 |
| | | 13,710 | 13,710 | 13,710 | 13,710 | 13,710 | 68,550 |
| 実施期間 | 取組内容 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 | 備考 |
| | 休日救急診療所の維持管理 | | | | | | |
| 活用を想定する補助制度等 (補助率等) | | | | | | | |
| 病診連携等による地域医療の確保に対する財政措置(負担額の8割) | | | | | | | |
| 関係市町の事業費負担の基本的な考え方 | | | | | | | |
| <p>・倉吉市と関係町は、休日救急診療所の運営費及び施設整備に必要な費用を負担します。</p> <p>なお、運営費については、関係市町の負担額は利用人数で按分することとし、各年度の負担額及び財政措置額の上限は、その都度、関係市町で協議します。また、施設整備等に要する費用負担が発生する場合には、関係市町で協議します。</p> | | | | | | | |

| | | | | | | | |
|---|--|--|--------|--------|--------|--------|--------|
| 事業名 | 病院群輪番制病院運営事業 | | | | | | |
| 内容 | 休日及び夜間における重症急病患者の医療を確保するため、鳥取県中部医師会と連携して病院群輪番制方式による救急医療体制を維持します。 | | | | | | |
| 関係市町及び役割分担 | 倉吉市 | <ul style="list-style-type: none"> ・二次救急医療体制を充実させるための事業の企画及び連絡調整を行います。 ・広報の企画及び周知活動を行います。 ・事業に必要とされる経費の支出を行います。 | | | | | |
| | 三朝町 湯梨浜町 琴浦町 北栄町 | <ul style="list-style-type: none"> ・二次救急医療体制を充実させるための事業の企画を行います。 ・広報の企画に協力し、周知活動を行います。 ・事業に必要とされる経費の支出を行います。 | | | | | |
| 概算事業費 | 年度別 (千円) | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 | 計 |
| | | 8,454 | 8,454 | 8,454 | 8,454 | 8,454 | 42,270 |
| 実施期間 | 取組内容 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 | 備考 |
| | 病院群輪番制の維持 | | | | | → | |
| 活用を想定する補助制度等（補助率等） | | | | | | | |
| 病診連携等による地域医療の確保に対する財政措置（負担額の8割） | | | | | | | |
| 関係市町の事業費負担の基本的な考え方 | | | | | | | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・倉吉市と関係町は、病院群輪番制の運営に必要な費用を負担します。 なお、関係市町の負担額は利用人数で按分することとし、各年度の負担額及び財政措置額の上限は、その都度、関係市町で協議します。 | | | | | | | |

◆ 思春期保健対策の推進

(1) 取組の概要

【現状と課題】

鳥取県の人工妊娠中絶の状況は、例年高く推移しており、大きな課題となっています。また、年代別にみると、20歳代の実施率が高く、それ以外の年代も全国と比べて高い状況にあり、若い世代だけではなく、全年齢を通じて考えなければならない課題になっています。

中部圏域においては、中部福祉保健局が中心となり思春期の性に係る健康問題ワーキングの取組が行われていますが、今後も、圏域の市町と県や関係機関との連携により、圏域での思春期保健対策についての取組を更に推進します。

【取組の方針】

リプロダクティブ・ヘルス・ライツの概念により、人工妊娠中絶の減少に向けて関係機関と連携して、思春期の保健対策を推進する。

※リプロダクティブ・ヘルス・ライツ：性と生殖に関する健康と権利

| 定住自立圏形成協定の規定の内容 | |
|-----------------|---|
| 取組の内容 | 圏域における人工妊娠中絶、性感染症を始めとする思春期の性に係る課題を解決するため、これらの対策の充実に向けた事業を行う。 |
| 倉吉市(甲)の役割 | ①思春期の性に係る課題に対応する体制を充実させるための検証を行う。 ②思春期の性に係る課題に対応するために必要となる事業の企画及び連絡調整を行う。 ③関連する事業に必要とされる経費の支出を行う。 |
| 関係町(乙)の役割 | ①思春期の性に係る課題に対応する体制を充実させるための検証に協力する。 ②思春期の性に係る課題に対応するために必要となる事業の企画を行う。 ③関連する事業に必要とされる経費の支出を行う。 |

【取組の成果（指標及び実績）】

ア. 指標

| | |
|-----|----------------|
| 指標① | 人工妊娠中絶率（20歳未満） |
|-----|----------------|

イ. 実績

| 成果の状況 | | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 | 備考 |
|-------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|----|
| 指標① | 目標 (%) | 7.4 | 7.2 | 7.0 | 6.8 | 6.6 | |
| | 実績 (%) | | | | | | |

(2) 具体的な事業

| | | | | | | | |
|--|--|---|--------|--------|--------|--------|-------|
| 事業名 | 思春期の心と身体の健康教育事業 | | | | | | |
| 内容 | リプロダクティブ・ヘルス・ライツの概念に関する知識の普及・啓発について、小・中・高一貫した教育体制を構築します。 | | | | | | |
| 関係市町及び役割分担 | 倉吉市 | <ul style="list-style-type: none"> ・県と連携して事業の企画及び関係機関との連絡調整を行います。 ・県との連携により圏域住民を対象とした啓発事業を行います。 | | | | | |
| | 三朝町 湯梨浜町 琴浦町 北栄町 | <ul style="list-style-type: none"> ・県及び市と連携して事業の企画及び関係機関との連絡調整を行います。 | | | | | |
| 概算事業費 | 年度別 (千円) | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 | 計 |
| | | 300 | 300 | 300 | 300 | 300 | 1,500 |
| 実施期間 | 取組内容 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 | 備考 |
| | 啓発事業 | | | | | → | |
| 活用を想定する補助制度等（補助率等） | | | | | | | |
| — | | | | | | | |
| 関係市町の事業費負担の基本的な考え方 | | | | | | | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・倉吉市は啓発事業に必要な費用を負担します。 ・関係町は啓発事業に必要な費用を負担します。 | | | | | | | |

◆ 認知症に係る支援体制の整備

(1) 取組の概要

【現状と課題】

近年、要介護認定者数の増加とともに、認知症高齢者数も増加しています。出現率は、65歳以上では10人に1人、85歳以上では3人に1人といわれ、今後も認知症高齢者数は増加していくと予想されます。

こうした状況の中、認知症に対する偏見や理解不足により、周囲が困惑する症状が発生してから医療機関に相談を行うケースが多く見受けられます。このため、医療機関と連携しながら、早期の段階から適切な診断や対応を行うことのできる体制づくりが必要となっています。

また、若くして認知症になると、就労の継続が困難となり、経済的に厳しい生活状況に追い込まれ、社会的な活動ができなくなります。また、介護保険制度のデイサービスを利用しても、世代が合わないことから居場所がないと感じ、なじめない場合があります。このため、若年性認知症の人でも安心して通所ができ、生きがいを持って活動できる居場所が必要となっています。

さらに、認知症高齢者等が消費者被害や虐待を受けるケースが増加しており、認知症高齢者等が尊厳を持ち、安心して地域で生活していくためには、専門機関と連携し、サポートを行う体制づくりが必要となっています。

【取組の方針】

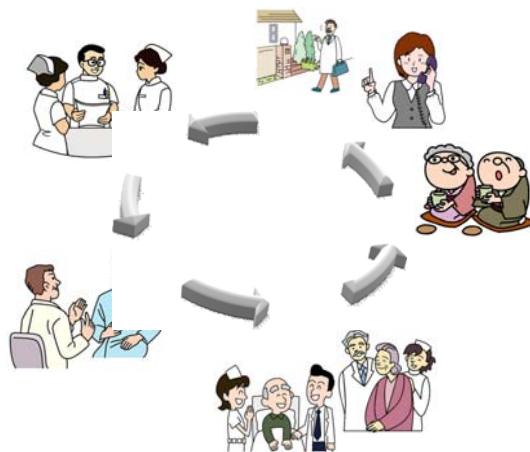
タッチパネルを利用した簡易検査で認知症を早期に発見し、医療機関との連携を図りながら適切な診断・治療を行い、認知症になっても地域で安心して暮らし続けることができるようにしていきます。

若年性認知症の人が、生きがいを持って活動できる場を提供していきます。

中部成年後見支援センターの運営を支援し、認知症高齢者等の権利擁護を図っていきます。

(参考1)

鳥取県の認知症高齢者数：鳥取県高齢者の元気と福祉のプラン（平成21年3月策定）



| 定住自立圏形成協定の規定の内容 | |
|-----------------|---|
| 取組の内容 | 圏域における認知症に係る支援体制を整備するため、認知症を早期に発見し、医療機関等との連携を図りながら、適切な診断及び治療を行うとともに、若年性認知症の者が、生きがいを持って活動できる体制の整備及び認知症である者の権利擁護に係る事業の充実を図る。 |
| 倉吉市(甲)の役割 | ①認知症クリティカルパスの普及啓発に努め、医療機関等と連携を図りながら、認知症診断システムの運用を行う。 ②整備したタッチパネルを一括して管理し、及び活用する。 ③若年性認知症の者が安心して通所できるデイサービスセンターの設置及び運営を行う。 ④中部成年後見支援センターの運営を支援する。 |
| 関係町(乙)の役割 | ①甲の運用する認知症診断システムを活用する。 ②甲の管理するタッチパネルを活用する。 ③甲の設置する若年性認知症デイサービスセンターを活用する。 ④中部成年後見支援センターの運営を支援する。 |

※認知症クリティカルパス：医療機関同士、また医療機関と介護機関等が、サービスの利用や治療等の認知症に関する情報を共有し、適切な支援を行う取り組み。具体的には、認知症の疑いや認知症を診断した医師が、認知症の疑いのある人又は認知症の人のお薬手帳に、本人又は家族の了解を得た上で、診察日や医療機関名が記載できるシールを貼り、かかりつけ医や介護機関と治療状況等の情報共有を行うもの。

【取組の成果（指標及び実績）】

ア. 指標

| | |
|-----|---|
| 指標① | 早期発見の取組達成率＝(タッチパネル簡易検査を受けた人/65歳以上の高齢者数)×100 |
| 指標② | 中部成年後見支援センターで受けた相談件数 |

イ. 実績

| 成果の状況 | | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 | 備考 |
|-------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|----|
| 指標① | 目標 (%) | 5 | 5 | 5 | 5 | 5 | |
| | 実績 (%) | | | | | | |
| 指標② | 目標 (人) | 1,000 | 1,000 | 1,000 | 1,000 | 1,000 | |
| | 実績 (人) | | | | | | |

(2) 具体的な事業

| 事業名 | 認知症診断システム（認知症クリティカルパス）事業の運用 | | | | | | |
|--------------------|---|---|--------|--------|--------|--------|----|
| 内容 | 医療機関同士、また医療機関と介護関係機関等が、平成25年10月から運用開始となっている「認知症クリティカルパス」を通じて、サービスの利用や認知症に関する情報を共有し適切な支援を行います。 | | | | | | |
| 関係市町及び役割分担 | 倉吉市 | ・認知症クリティカルパスの普及啓発に努め、医療機関等と連携を図りながら認知症診断システムの運用を行います。 | | | | | |
| | 三朝町 湯梨浜町 琴浦町 北栄町 | ・認知症クリティカルパスの普及啓発に努め、医療機関等と連携を図りながら認知症診断システムの活用を行います。 | | | | | |
| 概算事業費 | 年度別 (千円) | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 | 計 |
| | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 実施期間 | 取組内容 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 | 備考 |
| | システムの普及啓発 | | | | | → | |
| 活用を想定する補助制度等（補助率等） | | | | | | | |
| — | | | | | | | |
| 関係市町の事業費負担の基本的な考え方 | | | | | | | |
| — | | | | | | | |

| 事業名 | タッチパネル整備活用事業 | | | | | | |
|---|---|---|--------|--------|--------|--------|-----|
| 内容 | 購入した5台のタッチパネルを一括管理するとともに、1市4町で有効に活用します。 | | | | | | |
| 関係市町及び役割分担 | 倉吉市 | ・タッチパネルを活用し、認知症の簡易検査を行います。 ・購入した5台のタッチパネルの利用調整、機器の維持管理を行います。 | | | | | |
| | 三朝町 湯梨浜町 琴浦町 北栄町 | ・タッチパネルを活用し、認知症の簡易検査を行います。 | | | | | |
| 概算事業費 | 年度別 (千円) | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 | 計 |
| | | 25 | 25 | 25 | 25 | 25 | 125 |
| 実施期間 | 取組内容 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 | 備考 |
| | タッチパネルの管理 | | | | | → | |
| | タッチパネルの活用 | | | | | → | |
| 活用を想定する補助制度等（補助率等） | | | | | | | |
| — | | | | | | | |
| 関係市町の事業費負担の基本的な考え方 | | | | | | | |
| ・タッチパネルの維持管理に必要な費用が生じたときは、関係市町で別途協議します。 | | | | | | | |

| | | | | | | | |
|---|---|--|--------|--------|--------|--------|-------|
| 事業名 | 若年性認知症専用デイサービスセンター設置運営事業 | | | | | | |
| 内容 | 若年性認知症の人が安心して通所できるデイサービスセンターを倉吉市内に1か所設置し、センターの運営を支援します。 | | | | | | |
| 関係市町及び役割分担 | 倉吉市 | ・若年性認知症専用デイサービスセンターに係る委託事業者の選定、契約を行います。 | | | | | |
| | 三朝町 湯梨浜町 琴浦町 北栄町 | ・倉吉市と若年性認知症専用デイサービスセンターに係る委託事業者の選定を行います。 | | | | | |
| 概算事業費 | 年度別 (千円) | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 | 計 |
| | | 1,000 | 1,000 | 1,000 | 1,000 | 1,000 | 5,000 |
| 実施期間 | 取組内容 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 | 備考 |
| | センターの 設置 | | | | | → | |
| | センターの 運営 | | | | | → | |
| 活用を想定する補助制度等（補助率等） | | | | | | | |
| — | | | | | | | |
| 関係市町の事業費負担の基本的な考え方 | | | | | | | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・関係市町は、若年性認知症専用デイサービスセンターの運営に必要な費用を負担します。 ・各年度の負担額は、その都度、関係市町で協議します。 | | | | | | | |

| | | | | | | | |
|--|---|-------------------------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 事業名 | 中部成年後見支援センター運営事業 | | | | | | |
| 内容 | 平成25年4月から、1市4町で中部成年後見ネットワーク倉吉に「中部成年後見支援センター」の運営を委託しています。委託先の「中部成年後見センター」は、成年後見制度の相談・情報提供・啓発・成年後見に関わる行政機関や関係団体との連絡調整を行っています。 | | | | | | |
| 関係市町及び役割分担 | 倉吉市 | ・センター運営に必要な費用の応分を負担します。 | | | | | |
| | 三朝町 湯梨浜町 琴浦町 北栄町 | ・センター運営に必要な費用の応分を負担します。 | | | | | |
| 概算事業費 | 年度別 (千円) | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 | 計 |
| | | 5,000 | 5,000 | 5,000 | 5,000 | 5,000 | 25,000 |
| 実施期間 | 取組内容 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 | 備考 |
| | センターの 運営 | | | | | → | |
| 活用を想定する補助制度等（補助率等） | | | | | | | |
| — | | | | | | | |
| 関係市町の事業費負担の基本的な考え方 | | | | | | | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・関係市町は、中部成年後見支援センターの運営に必要な費用の応分を負担します。 ・関係市町の負担額は、均等割、人口割、実績割で按分し、各年度の負担額は、その都度、関係市町で協議します。 | | | | | | | |

◆ 子育て支援体制の整備及び充実

(1) 取組の概要

【現状と課題】

中部圏域の市町では、子育て支援の充実に向けて各種事業に取り組んでおり、年々施策の充実を図っています。

保育事業においては、病後児保育は実施施設を倉吉市に置き、圏域の1市3町で連携して実施しています（琴浦町は単独実施）。病児保育は平成24年7月から鳥取県立厚生病院敷地内に新たに実施施設を整備して、1市4町で連携して事業を開始し、利用者が徐々に増えてきているところです。また、休日保育については、実施施設を倉吉市内の私立保育所として、琴浦町を除く1市3町で連携して実施しています。



【取組の方針】

倉吉市が整備した施設（病児保育室）の機能及び市域にある既存の民間の保育機能を維持・継続させ、関係市町でその機能を利用します。

定住自立圏形成協定の規定の内容

| | |
|-----------|--|
| 取組の内容 | 圏域における子育て支援体制を整備し、及び充実するため、特別保育を実施し、及び拡充するとともに、子育て支援事業の充実及び連携を図る。 |
| 倉吉市(甲)の役割 | ①病児保育等の特別保育を実施し、及び拡充する。 ②ファミリーサポートセンター等の子育て支援事業を充実する。 ③甲の実施する子育て支援事業と乙の実施する子育て支援事業との連携を図る。 |
| 関係町(乙)の役割 | ①甲の実施し、及び拡充する特別保育を活用する。 ②甲の実施する子育て支援事業を活用する。 |

【取組の成果（指標及び実績）】

ア. 指標

| | |
|-----|---------------|
| 指標① | 病児・病後児保育の利用者数 |
| 指標② | 休日保育の利用者数 |

イ. 実績

| 成果の状況 | | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 | 備考 |
|-------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|----|
| 指標① | 目標 (人) | 700 | 700 | 700 | 700 | 700 | |
| | 実績 (人) | | | | | | |
| 指標② | 目標 (人) | 250 | 250 | 250 | 250 | 250 | |
| | 実績 (人) | | | | | | |

(2) 具体的な事業

| 事業名 | 病児・病後児保育の活用 | | | | | | |
|---|--|--|--------|--------|--------|--------|--------|
| 内容 | 現在実施している倉吉市の病児・病後児保育（病児保育は4町、病後児保育は琴浦町を除く3町）を関係市町で利用します。 | | | | | | |
| 関係市町及び役割分担 | 倉吉市 | <ul style="list-style-type: none"> ・病児・病後児保育事業を委託により実施します。 ・市民に事業の広報を行い、事業の紹介をします。 ・運営費の一部を負担します。 | | | | | |
| | 三朝町 湯梨浜町 琴浦町 北栄町 | <ul style="list-style-type: none"> ・町民に事業の広報を行い、事業の紹介をします。 ・運営費の一部を負担します。 | | | | | |
| 概算事業費 | 年度別 (千円) | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 | 計 |
| | | 15,800 | 15,800 | 15,800 | 15,800 | 15,800 | 79,000 |
| 実施期間 | 取組内容 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 | 備考 |
| | 病児・病後児保育の運営 | | | | | | |
| 活用を想定する補助制度等（補助率等） | | | | | | | |
| 運営費：保育対策等促進事業費補助金（2/3） | | | | | | | |
| 関係市町の事業費負担の基本的な考え方 | | | | | | | |
| ・費用の負担は、各市町の対象施設の入所人数及び利用人数で按分し、その都度、協議の上決定します。 | | | | | | | |

| 事業名 | 休日保育の活用 | | | | | | |
|------------------------------------|-----------------------------------|---|--------|--------|--------|--------|-------|
| 内容 | 現在実施している倉吉市の休日保育を、琴浦町を除く3町が利用します。 | | | | | | |
| 関係市町及び役割分担 | 倉吉市 | <ul style="list-style-type: none"> ・休日保育事業を委託により実施します。 ・市民に事業の広報を行い、事業所の紹介をします。 ・運営費の一部を負担します。 | | | | | |
| | 三朝町 湯梨浜町 琴浦町 北栄町 | <ul style="list-style-type: none"> ・町民に事業の広報を行い、事業所の紹介をします。 ・運営費の一部を負担します。 | | | | | |
| 概算事業費 | 年度別 (千円) | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 | 計 |
| | | 1,600 | 1,600 | 1,600 | 1,600 | 1,600 | 8,000 |
| 実施期間 | 取組内容 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 | 備考 |
| | 休日保育の運営 | | | | | | |
| 活用を想定する補助制度等（補助率等） | | | | | | | |
| 保育対策等促進事業費補助金（2/3） | | | | | | | |
| 関係市町の事業費負担の基本的な考え方 | | | | | | | |
| ・各自自治体の対象施設の入所人数及び利用人数で按分（その都度、協議） | | | | | | | |

| | | | | | | | |
|--------------------|---------------------------|-------------------|--------|--------|--------|--------|----|
| 事業名 | 子育て支援事業の充実及び連携 | | | | | | |
| 内容 | 子育て支援事業について情報交換し、連携を図ります。 | | | | | | |
| 関係市町及び 役割分担 | 倉吉市 | ・情報交換の為の会議を開催します。 | | | | | |
| | 三朝町 湯梨浜町 琴浦町 北栄町 | ・情報交換の為の会議に参加します。 | | | | | |
| 概算事業費 | 年度別 (千円) | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 | 計 |
| | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 実施期間 | 取組内容 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 | 備考 |
| | 情報交換 | | | | | → | |
| 活用を想定する補助制度等（補助率等） | | | | | | | |
| — | | | | | | | |
| 関係市町の事業費負担の基本的な考え方 | | | | | | | |
| — | | | | | | | |

◆ 鳥取県中部子ども支援センターの維持及び教育相談体制の充実

(1) 取組の概要

【現状と課題】

平成20年度以降、中部圏域における小学校の不登校児童の出現率は減少傾向が続いていましたが、平成24年度の出現率は過去5年間の内では2番目に高い水準となっています。

中学校の不登校生徒の出現率は、平成20年度からの5年間で、2%弱から3%強の水準が続いています。その原因も複雑化、多様化しており、福祉とも連携し一人一人に応じた支援が必要な状況です。

また、近年、小・中学生の児童・生徒以外の未成年者についても、引きこもり、非行、いじめ等の問題が複雑化、多様化しており、問題を抱える本人とその家族に対する支援の必要性が高まってきています。しかし、現在、子育てや教育に関わる機関、施策はたくさんあるものの、当事者やその家族にとっては、それぞれの機関が何を担当しているのか分かりにくい状況にあるため、相談者と支援機関を適切に繋ぐコーディネート機能が必要とされています。

【取組の方針】

現在、1市4町で運営している鳥取県中部子ども支援センターを維持し、引き続き小学校の不登校児童及び中学校の不登校生徒に対する相談、受入等の学校復帰に向けた支援を行います。

また、現在の鳥取県中部子ども支援センターの相談機能を拡充し、当該センターに相談者と圏域の支援機関との間を迅速かつ適切に繋ぐコーディネート機能を持たせることにより、未成年者のあらゆる悩みや相談に迅速に対応し、社会的自立に向けた適切な支援の実施に繋がっていきます。



(参考1)

不登校：何らかの心理的、情緒的、身体的又は社会的要因、背景により、登校しない又は登校したくてもできない状況にあり、年間30日以上欠席した者のうち、病気や経済的な理由による者を除いたものをいいます。

(参考2)

出現率：小学校、中学校における不登校を理由に欠席している児童及び生徒の全体に占める割合をいいます。

定住自立圏形成協定の規定の内容

| | |
|-----------|---|
| 取組の内容 | 圏域における教育相談体制を維持し、及び充実するため、不登校の児童及び生徒に対する支援を維持するとともに、複雑で多様な問題を抱える未成年者に対する支援の拡充を図る。 |
| 倉吉市(甲)の役割 | ①不登校の児童及び生徒に対する学校復帰に向けた支援を行っている鳥取県中部子ども支援センターを維持する。 ②子ども支援センターの機能の拡充を図り、複雑で多様な問題を抱える未成年者に対する支援を行う。 |
| 関係町(乙)の役割 | 甲の運営する子ども支援センターを活用する。 |

【取組の成果（指標及び実績）】

ア. 指標

| | |
|-----|---|
| 指標① | センター利用率＝（センターに通う児童・生徒数＋相談人数）／不登校児童・生徒数）×100 |
| 指標② | 学校復帰率＝学校復帰児童・生徒数／（センターに通う児童・生徒数＋相談人数）×100 |

イ. 実績

| 成果の状況 | | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 | 備考 |
|-------|-------|--------|--------|--------|--------|--------|----|
| 指標① | 目標（％） | 60 | 60 | 60 | 60 | 60 | |
| | 実績（％） | | | | | | |
| 指標② | 目標（％） | 40 | 40 | 40 | 40 | 40 | |
| | 実績（％） | | | | | | |

(2) 具体的な事業

| 事業名 | 鳥取県中部子ども支援センター運営事業 | | | | | | |
|---|---|---|--------|--------|--------|--------|--------|
| 内容 | 鳥取県中部子ども支援センターを維持し、引き続き不登校の児童及び生徒に対する支援を継続するとともに、個々の段階に応じた学習支援、体験学習等の支援を行います。また、鳥取県中部子ども支援センターの相談体制を充実し、未成年者に対する相談機能を拡充させることで、相談者と各支援機関を繋ぐ役割を担っていきます。 | | | | | | |
| 関係市町及び役割分担 | 倉吉市 | <ul style="list-style-type: none"> 鳥取県中部子ども支援センターの運営を行います。 市民に鳥取県中部子ども支援センターの役割等を広報するとともに、相談者に対し、当該センターの紹介を行います。 | | | | | |
| | 三朝町 湯梨浜町 琴浦町 北栄町 | <ul style="list-style-type: none"> 鳥取県中部子ども支援センターの運営に協力します。 町民に鳥取県中部子ども支援センターの役割等を広報するとともに、相談者に対し、当該センターの紹介を行います。 | | | | | |
| 概算事業費 | 年度別 (千円) | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 | 計 |
| | | 7,873 | 9,758 | 11,643 | 11,643 | 11,643 | 52,560 |
| 実施期間 | 取組内容 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 | 備考 |
| | 不登校の児童・生徒の相談対応等 | | | | | | → |
| | 不登校の生徒（高校生）の相談対応等 | | | | | | → |
| | 未成年者の相談対応等 | | | | | | → |
| 活用を想定する補助制度等（補助率等） | | | | | | | |
| 関係市町の事業費負担の基本的な考え方 | | | | | | | |
| <ul style="list-style-type: none"> 倉吉市と関係町は、鳥取県中部子ども支援センターの運営費を負担します。 なお、関係市町の負担額は、鳥取中部ふるさと広域連合の負担金の負担割合を参考とし、各年度の負担額は、その都度、関係市町で協議します。また、鳥取県中部子ども支援センターの相談機能を拡充した後の事業費負担の基本的な考え方については、関係市町で別途協議します。 | | | | | | | |

| 事業名 | | 鳥取県中部子ども支援センター機能拡充検討事業 | | | | | |
|---|--|---|--------|--------|--------|--------|-------|
| 内容 | 現在の鳥取県中部子ども支援センターの機能を段階的に拡充し、いじめ等の人間関係についての相談対応、受入等を行うため、中部圏域の実情に合った当該センターの職員体制、拡充する機能の内容について、具体的な研究及び検討を行います。 | | | | | | |
| 関係市町及び役割分担 | 倉吉市 | <ul style="list-style-type: none"> ・検討会の設置及び運営並びに先進地の視察を行い、鳥取県中部子ども支援センターの今後の職員体制、機能の研究及び検討を行います。 ・検討会の検討等を踏まえ、鳥取県中部子ども支援センターの機能の拡充に係る実施計画を作成します。 | | | | | |
| | 三朝町 湯梨浜町 琴浦町 北栄町 | <ul style="list-style-type: none"> ・検討会及び先進地視察に参加し、鳥取県中部子ども支援センターの今後の職員体制、機能の研究及び検討を行います。 ・鳥取県中部子ども支援センターの機能の拡充に係る実施計画の作成に必要な協力を行います。 | | | | | |
| 概算事業費 | 年度別 (千円) | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 | 計 |
| | | 250 | 250 | 250 | 250 | 250 | 1,250 |
| 実施期間 | 取組内容 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 | 備考 |
| | 検討会の設置及び運営 | | | | | → | |
| | 先進地視察の実施 | | | | | → | |
| | 関係機関との協議及び調整 | | | | | → | |
| 活用を想定する補助制度等（補助率等） | | | | | | | |
| — | | | | | | | |
| 関係市町の事業費負担の基本的な考え方 | | | | | | | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・倉吉市は、検討会の設置及び運営に必要な費用と先進地視察に係る市職員の費用を負担します。 ・関係町は、先進地視察に係る町職員の費用を負担します。 | | | | | | | |

◆ 体育施設の機能の維持及び強化

(1) 取組の概要

【現状と課題】

第3種公認の倉吉市営陸上競技場は、本市のみならず中部圏域の小・中・高校生をはじめとする多くの陸上競技愛好者が練習や大会において使用していますが、現在の公認の有効期限は平成29年5月31日までとなっています。公認を維持できないときは、現在、倉吉市営陸上競技場で開催している大会が、鳥取市や米子市の他の競技場での開催となり、中部圏域の児童・生徒等の参加者の経済的な負担や利便性の低下に繋がり、児童・生徒等の健全育成への影響、競技力の低下、更には、交流人口の減少等が懸念されます。

また、中部圏域には、陸上競技場の他にも野球場、ラグビー場、サッカー場、テニスコート、体育館、武道館、合宿所など数多くの体育施設がありますが、施設の機能を十分に活かしておらず、有効に活用されていない施設も見受けられるため、その利活用の促進を図る必要があります。

さらには、圏域内の体育施設の多くで老朽化が進んでおり、施設の適切な維持管理と長寿命化に向けた対策が必要となっています。

【取組の方針】

中部圏域の児童・生徒等の参加者の経済的な負担の軽減、利便性の維持を図り、競技力の向上並びに交流人口の維持・拡大を図るため、倉吉市営陸上競技場の第3種公認を維持し、引き続き公認大会を開催します。

また、施設の有効活用と圏域外からの交流人口の拡大等を図るため、圏域内にある体育施設の機能を十分に把握するとともに適切な維持管理を行い、大会の開催、誘致など利活用策の検討につなげます。



| 定住自立圏形成協定の規定の内容 | |
|-----------------|--|
| 取組の内容 | 圏域における体育施設の機能を維持し、及び強化するため、公認の体育施設及び大会を誘致できる体育施設（以下「公認体育施設」という。）の必要性を検討し、当該体育施設の維持及び整備を行う。 |
| 倉吉市(甲)の役割 | ①甲の区域にある体育施設の機能を調査し、公認体育施設等の必要性並びに当該公認体育施設等を活用した大会の開催及び誘致を検討する。 ②甲の区域にある第3種公認の倉吉市営陸上競技場を維持し、及び整備する。 |
| 関係町(乙)の役割 | ①乙の区域にある体育施設の機能を調査し、公認体育施設等の必要性並びに当該公認体育施設等を活用した大会の開催及び誘致を検討する。 ②甲の維持し、及び整備した第3種公認の倉吉市営陸上競技場の利用を促進する。 |

【取組の成果（指標及び実績）】

ア. 指標

| | |
|-----|--------------------|
| 指標① | 倉吉市営陸上競技場の公認大会の開催数 |
| 指標② | 倉吉市営陸上競技場の利用者数 |

イ. 実績

| 成果の状況 | | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 | 備考 |
|-------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|----|
| 指標① | 目標 (回) | 6 | 6 | 6 | 6 | 6 | |
| | 実績 (回) | | | | | | |
| 指標② | 目標 (人) | 28,000 | 28,000 | 28,000 | 28,000 | 28,000 | |
| | 実績 (人) | | | | | | |

(2) 具体的な事業

| 事業名 | 体育施設機能調査・活用検討事業 | | | | | | |
|---------------------|--|--|--------|--------|--------|--------|----|
| 内容 | 圏域内にある体育施設の設備、機能、耐用年数などを調査し、大会の開催、誘致など体育施設の利活用策を検討します。 | | | | | | |
| 関係市町及び役割分担 | 倉吉市 | ・圏域内にある体育施設の設備、機能、耐用年数などの調査をはじめ、大会開催、誘致などに必要な体育施設、宿泊施設、交通網等の調査を行い、大会の開催、誘致などの利活用策を検討します。 | | | | | |
| | 三朝町 湯梨浜町 琴浦町 北栄町 | ・倉吉市が行う調査、検討に協力します。 | | | | | |
| 概算事業費 | 年度別 (千円) | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 | 計 |
| | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 実施期間 | 取組内容 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 | 備考 |
| | 調査内容の検討 | | → | | | | |
| | 調査の実施 | | | → | | | |
| | 活用策の検討 | | | | | → | |
| 活用を想定する補助制度等 (補助率等) | | | | | | | |
| — | | | | | | | |
| 関係市町の事業費負担の基本的な考え方 | | | | | | | |
| — | | | | | | | |

| | | | | | | | |
|--------------------------------------|--|---|--------|--------|--------|--------|--------|
| 事業名 | 倉吉市営陸上競技場維持管理事業 | | | | | | |
| 内容 | <p>圏域全体での倉吉市営陸上競技場の利用促進を図るため、当該競技場の安全点検、補修、清掃などの施設管理を適切に行います。</p> <p>また、第3種公認の維持に必要な整備を行います。</p> | | | | | | |
| 関係市町及び役割分担 | 倉吉市 | <ul style="list-style-type: none"> 安全・安心して利用できる環境を整備するため、施設及び隣接する駐車場等の維持管理を適切に行います。 また、第3種公認の維持に必要な施設及び備品等の整備を行います。 | | | | | |
| | 三朝町 湯梨浜町 琴浦町 北栄町 | <ul style="list-style-type: none"> 大会参加、練習などの利用促進に協力します。 | | | | | |
| 概算事業費 | 年度別 (千円) | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 | 計 |
| | | 54,105 | 10,000 | 1,100 | 1,000 | 1,000 | 67,205 |
| 実施期間 | 取組内容 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 | 備考 |
| | 維持管理 | | | | | → | |
| | 駐車場改修 | → | | | | | |
| | 公認認定 | | | → | | | |
| 活用を想定する補助制度等（補助率等） | | | | | | | |
| — | | | | | | | |
| 関係市町の事業費負担の基本的な考え方 | | | | | | | |
| ・倉吉市は、施設の維持管理及び第3種公認の維持に必要な費用を負担します。 | | | | | | | |

◆ 広域観光体制の充実及び強化による広域観光の推進

(1) 取組の概要

【現状と課題】

鳥取自動車道や松江自動車道の開通を始めとする交通網の整備や情報化社会の進展により、旅行者が行政単位の枠を超え、より多くの観光地を周遊し、さまざまな観光資源を楽しむ傾向が強くなっています。

今後、鳥取中部への観光客や観光消費額を増やすためには、このような行動範囲の拡大や旅行ニーズの多様化に対応した魅力ある広域観光ルートづくりなど、地域相互に魅力を補い、高め合うための広域的な連携が必要となっています。



【取組の方針】

地域の魅力ある観光資源を広域的にネットワーク化する広域観光を推進し、観光客の行動範囲の拡大に対応するとともに、目的地として選択されるための訴求力の強化を図ります。

| 定住自立圏形成協定の規定の内容 | |
|-----------------|---|
| 取組の内容 | 圏域における広域観光を推進するため、広域観光体制を充実し、及び強化し、観光資源の磨き上げとネットワーク化による観光事業の充実並びに観光情報の発信及びセールスプロモーションの強化を図る。 |
| 倉吉市(甲)の役割 | ① 鳥取中部観光推進機構に対する支援を充実し、広域観光体制の充実及び強化を図る。 ② 甲の区域にある観光資源の磨き上げを行い、鳥取中部観光推進機構に磨き上げた観光資源の情報を提供して、観光資源のネットワーク化を図る。 ③ 鳥取中部観光推進機構と連携して、観光パンフレットの作成等による観光情報の発信及び宣伝活動等のセールスプロモーションの強化を行う。 |
| 関係町(乙)の役割 | ① 鳥取中部観光推進機構に対する支援を充実し、広域観光体制の充実及び強化を図る。 ② の区域にある観光資源の磨き上げを行い、鳥取中部観光推進機構に磨き上げた観光資源の情報を提供して、観光資源のネットワーク化を図る。 ③ 鳥取中部観光推進機構と連携して、観光パンフレットの作成等による観光情報の発信及び宣伝活動等のセールスプロモーションの強化を行う。 |

【取組の成果（指標及び実績）】

ア. 指標

| | |
|----|------------------------------------|
| 指標 | とっとり梨の花温泉郷周辺エリアの観光入込客数（県の観光入込動態調査） |
|----|------------------------------------|

イ. 実績

| 成果の状況 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 | 備考 |
|-------|--------|--------|--------|--------|--------|-------|
| 指標 | 目標(千人) | 1,425 | 1,439 | 1,453 | 1,467 | 1,482 |
| | 実績(千人) | | | | | |

(2) 具体的な事業

| 事業名 | 鳥取中部観光推進機構支援事業 | | | | | | |
|---|---|---|--------|--------|--------|--------|---------|
| 内容 | 鳥取中部観光推進機構（平成28年1月18日付でとっとり梨の花温泉郷広域観光協議会から組織改革）が主体的に情報発信、セールスプロモーション、着地型観光商品の開発、ネットワーク化による滞在型広域観光等の広域観光事業を実施できる体制を整備するため、必要な人的又は財政的な支援の充実を図ります。 | | | | | | |
| 関係市町及び役割分担 | 倉吉市 | ・各市町が造成した観光商品の運営、広域連携事業の実施、広域情報の発信、セールスプロモーションの強化に必要な人的又は財政的な支援を行います。 | | | | | |
| | 三朝町 湯梨浜町 琴浦町 北栄町 | ・各市町が造成した観光商品の運営、広域連携事業の実施、広域情報の発信、セールスプロモーションの強化に必要な人的又は財政的な支援を行います。 | | | | | |
| 概算事業費 | 年度別 (千円) | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 | 計 |
| | | 21,043 | 34,043 | 34,043 | 34,043 | 34,043 | 157,215 |
| 実施期間 | 取組内容 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 | 備考 |
| | 支援の実施 | | | | | | |
| 活用を想定する補助制度等（補助率等） | | | | | | | |
| — | | | | | | | |
| 関係市町の事業費負担の基本的な考え方 | | | | | | | |
| <ul style="list-style-type: none"> 倉吉市と関係町は、鳥取中部観光推進機構の支援に必要な費用を負担します。 なお、現在の関係市町の負担割合は、基本額に総事業費の不足額を人口割で上乘せしていますが、鳥取中部観光推進機構の支援の充実を図るために必要な事業費とその負担の基本的な考え方については、関係市町で別途協議します。（上記の概算事業費は、協議会への市町負担金と広域連合からの業務委託料の合算額を示しています。） | | | | | | | |

| 事業名 | 観光商品の開発強化・受入体制の充実等による観光推進事業 | | | | | | |
|--|--|--|---------|---------|---------|---------|---------|
| 内容 | 各市町において、「癒し」をテーマとした着地型・滞在型の観光商品及びB級グルメ・サブカルチャーなどを生かした観光商品の開発強化及び既存の観光地・施設等のインバウンドを含めた受け入れ態勢の充実等により、観光事業全体の充実を図ります。 | | | | | | |
| 関係市町及び役割分担 | 倉吉市 | ・着地型・滞在型観光商品、B級グルメ、サブカルチャーなどを生かした観光商品の開発強化及び既存の観光地・施設等のインバウンドを含めた受け入れ態勢の充実等により、観光事業全体の充実を図ります。 | | | | | |
| | 三朝町 湯梨浜町 琴浦町 北栄町 | ・着地型・滞在型観光商品、B級グルメ、サブカルチャーなどを生かした観光商品の開発強化及び既存の観光地・施設等のインバウンドを含めた受け入れ態勢の充実等により、観光事業全体の充実を図ります。 | | | | | |
| 概算事業費 | 年度別 (千円) | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 | 計 |
| | | 155,000 | 155,000 | 155,000 | 155,000 | 155,000 | 775,000 |
| 実施期間 | 取組内容 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 | 備考 |
| | 観光商品の開発等 | | | | | | |
| 活用を想定する補助制度等（補助率等） | | | | | | | |
| — | | | | | | | |
| 関係市町の事業費負担の基本的な考え方 | | | | | | | |
| <ul style="list-style-type: none"> 倉吉市は、市の観光事業に必要な費用を負担します。 関係町は、町の観光事業に必要な費用を負担します。 | | | | | | | |

| 事業名 | 観光情報発信・セールスプロモーション強化事業 | | | | | | |
|--|---|--|--------|--------|--------|--------|--------|
| 内容 | 各市町において、観光パンフレット等の作成、観光キャンペーン等を行い、圏域外への情報発信及びセールスプロモーションの強化を図ります。 | | | | | | |
| 関係市町及び役割分担 | 倉吉市 | ・観光パンフレット等の作成、観光キャンペーン等を行い、圏域外への情報発信及びセールスプロモーションの強化を図ります。 | | | | | |
| | 三朝町 湯梨浜町 琴浦町 北栄町 | ・観光パンフレット等の作成、観光キャンペーン等を行い、圏域外への情報発信及びセールスプロモーションの強化を図ります。 | | | | | |
| 概算事業費 | 年度別 (千円) | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 | 計 |
| | | 8,000 | 8,000 | 8,000 | 8,000 | 8,000 | 40,000 |
| 実施期間 | 取組内容 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 | 備考 |
| | 情報発信等の強化 | | | | | | |
| 活用を想定する補助制度等（補助率等） | | | | | | | |
| — | | | | | | | |
| 関係市町の事業費負担の基本的な考え方 | | | | | | | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・倉吉市は、市の事業に必要な費用を負担します。 ・関係町は、町の事業に必要な費用を負担します。 | | | | | | | |

| 事業名 | 八橋往来周辺の魅力創造・発信事業 | | | | | | |
|--|---|---|--------|--------|--------|--------|-------|
| 内容 | <p>八橋往来は、伯耆国の中心であった倉吉と八橋を結ぶ奈良時代からの街道で、200年程前には、伊能忠敬もこの街道を歩いて測量を行ったと伝えられ、現在でも、この街道の名残は倉吉市、北栄町及び琴浦町の一部に風情ある風景として懐かしさをしのばせており、国の夢街道モデル地区にも認定されている。</p> <p>この八橋往来と呼ばれる街道跡とその周辺に現在も残る津田侯殿様街道、斉尾廃寺跡、大高野官衙遺跡、伯耆国府跡、白壁土蔵群などの歴史的遺産と、そこに伝わる文化を観光資源として認識し、これらについて調査研究を行い、それを生かした新たな観光商品としてイベントを実施するなど、その魅力を最大限に引き出す取り組みを推進し、もって観光客の誘客による圏域全体の活性化を図る。</p> | | | | | | |
| 関係市町及び役割分担 | 倉吉市 | ・倉吉市に残る八橋往来のルートや周辺資源の研究・開発を行い、それを元にしたイベントなどの観光商品を開発し、もって観光客の誘客を推進し、圏域全体の活性化を図る。 | | | | | |
| | 琴浦町 北栄町 | ・各町に残る八橋往来のルートや周辺資源の研究・開発を行い、それを元にしたイベントなどの観光商品を開発し、もって観光客の誘客を推進し、圏域全体の活性化を図る。 | | | | | |
| 概算事業費 | 年度別 (千円) | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 | 計 |
| | | 0 | 1,000 | 1,000 | 1,000 | 1,000 | 4,000 |
| 実施期間 | 取組内容 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 | 備考 |
| | 調査研究 | | | | | | |
| | 研修会・講座 | | | | | | |
| | イベント開催 | | | | | | |
| 活用を想定する補助制度等（補助率等） | | | | | | | |
| — | | | | | | | |
| 関係市町の事業費負担の基本的な考え方 | | | | | | | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・倉吉市は、市の事業及び広域イベント等に必要な費用を負担します。 ・関係町は、町の事業及び広域イベント等に必要な費用を負担します。 | | | | | | | |

◆ 企業誘致の推進

(1) 取組の概要

【現状と課題】

今後の少子高齢化、人口減少社会の到来に向けた対応は全国的な課題となっており、中部圏域においても人口減少に歯止めをかけ、圏域への人の流れを創出するためには、雇用の場の確保と地域産業の振興に向けた取組が非常に大切です。

現在、圏域の各市町が単独で企業誘致活動を行っていますが、現在の厳しい経済情勢の中で圏域への企業誘致を実現し、雇用の創出と地域産業の振興を図るためには、各市町が連携して取り組む必要があります。

また、各市町において、自らの市町に所在する企業に対し、それぞれの市町の住民を雇用した際に補助金等を受け取ることができる奨励制度を整備していますが、企業の求める人材をそれぞれの市町の住民のみで賄うことができない状況にあります。そのため、企業が雇用を創出しても、雇用した人数分の補助金等を受け取ることができない状況にあり、このことが圏域企業の雇用拡大意欲を削ぎ、産業活性化を阻害する要因となっています。



■ 西倉吉工業団地
■ 分譲予定地

【取組の方針】

進出を検討している企業に中部圏域の企業誘致の可能な土地、空工場等の情報を提供します。

また、圏域での企業による雇用創出を誘引し、その契機とするため、圏域の企業を対象とした雇用創出促進奨励制度を創設し、運営します。

これらの取組により、圏域への企業誘致及び雇用創出を促進し、もって圏域の雇用を確保するとともに、圏域の活性化を図ります。

定住自立圏形成協定の規定の内容

| | |
|-----------|---|
| 取組の内容 | <ul style="list-style-type: none"> ①圏域への企業誘致を推進するため、企業誘致に必要な情報を共有し、活用して企業誘致を行う。 ②企業による雇用創出を促進するため、雇用創出奨励制度を創設し、運営する。 |
| 倉吉市(甲)の役割 | <ul style="list-style-type: none"> ①圏域の企業誘致の可能な土地、空き店舗等の企業誘致に必要な情報を集約し、乙に当該情報を提供する。 ②圏域の企業誘致情報を活用して、圏域への企業誘致を行う。 ③圏域の企業誘致情報を活用し、乙の関西事務所と連携して、圏域への企業誘致を行う。 (雇用創出奨励制度) ①企業による雇用創出を促進させるための検証を行う。 ②企業による雇用創出を促進する奨励制度の創設及び連絡調整を行う。 ③関連する事業に必要とされる経費の支出を行う。 |
| 関係町(乙)の役割 | <ul style="list-style-type: none"> ①甲に乙の区域の企業誘致情報を提供する。 ②甲から提供のあった圏域の企業誘致情報を活用して、圏域への企業誘致を行う。 ③圏域の企業誘致情報を活用し、甲の関西事務所と連携して、圏域への企業誘致を行う。(※③は、琴浦町に関する協定です) (雇用創出奨励制度) ①企業による雇用創出を促進させるための検証に協力する。 ②企業による雇用創出を促進する奨励制度の創設を行う。 ③関連する事業に必要とされる経費の支出を行う。 |

【取組の成果（指標及び実績）】

ア. 指標

| | |
|-----|-----------------|
| 指標① | 企業誘致の件数 |
| 指標② | 企業誘致による新規正規雇用者数 |
| 指標③ | 雇用創出奨励制度の利用件数 |

イ. 実績

| 成果の状況 | | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 | 備考 |
|-------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|----|
| 指標① | 目標 (件) | 5 | 3 | 3 | 3 | 3 | |
| | 実績 (件) | | | | | | |
| 指標② | 目標 (人) | 85 | 25 | 25 | 25 | 25 | |
| | 実績 (人) | | | | | | |
| 指標③ | 目標 (件) | 0 | 40 | 45 | 30 | 20 | |
| | 実績 (件) | | | | | | |

(2) 具体的な事業

| 事業名 | 圏域への企業誘致推進事業 | | | | | | |
|---------------------|---|---|--------|--------|--------|--------|-----|
| 内容 | 圏域における企業誘致の可能な土地、空き工場等の情報を集約し、当該情報を活用して、圏域への企業誘致を推進します。 | | | | | | |
| 関係市町及び役割分担 | 倉吉市 | ・圏域の企業誘致の可能な土地、空き工場等の情報を集約し、関係町に当該情報を提供します。 | | | | | |
| | 三朝町 湯梨浜町 琴浦町 北栄町 | ・倉吉市に企業誘致の可能な土地、空き店舗等の情報を提供します。 | | | | | |
| 概算事業費 | 年度別 (千円) | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 | 計 |
| | | 162 | 0 | 0 | 0 | 0 | 162 |
| 実施期間 | 取組内容 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 | 備考 |
| | 情報整理 | | | | | | |
| | 企業誘致 | | | | | | |
| 活用を想定する補助制度等 (補助率等) | | | | | | | |
| — | | | | | | | |
| 関係市町の事業費負担の基本的な考え方 | | | | | | | |
| — | | | | | | | |

| | | | | | | | |
|--------------------|---|--|--------|--------|--------|--------|--------|
| 事業名 | 関西事務所を活用した圏域への企業誘致推進事業 | | | | | | |
| 内容 | 倉吉市関西事務所と琴浦町関西事務所との間で圏域の企業誘致の可能な土地、空工場等の情報及び企業訪問で得た情報を共有し、お互いに連携して、圏域への企業誘致を行います。 | | | | | | |
| 関係市町及び役割分担 | 倉吉市 | ・圏域の企業誘致の可能な土地、空工場等の情報及び企業訪問で得た情報を琴浦町関西事務所と共有し、お互いに連携して、圏域への企業誘致を行います。 | | | | | |
| | 琴浦町 | ・圏域の企業誘致の可能な土地、空工場等の情報及び企業訪問で得た情報を倉吉市関西事務所と共有し、お互いに連携して、圏域への企業誘致を行います。 | | | | | |
| 概算事業費 | 年度別 (千円) | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 | 計 |
| | | 9,066 | 9,066 | 9,066 | 9,066 | 9,066 | 45,330 |
| 実施期間 | 取組内容 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 | 備考 |
| | 情報整理 | | | | | | |
| | 企業誘致 | | | | | | |
| 活用を想定する補助制度等（補助率等） | | | | | | | |
| — | | | | | | | |
| 関係市町の事業費負担の基本的な考え方 | | | | | | | |
| — | | | | | | | |

| | | | | | | | |
|---|--|--|--------|--------|--------|--------|--------|
| 事業名 | 鳥取県中部定住自立圏雇用創出促進奨励事業 | | | | | | |
| 内容 | 圏域での企業による雇用創出の意欲を誘引し、その契機とするため、圏域内の企業及び住民を対象とした新たな雇用を促進する奨励制度を創設し、運営します。 | | | | | | |
| 関係市町及び役割分担 | 倉吉市 | ・奨励制度の創設及び必要な連絡調整を行います。 ・奨励制度の運営に必要な費用を負担します。 | | | | | |
| | 三朝町 湯梨浜町 琴浦町 北栄町 | ・奨励制度の創設を行います。 ・奨励制度の運営に必要な費用を負担します。 | | | | | |
| 概算事業費 | 年度別 (千円) | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 | 計 |
| | | 0 | 12,000 | 13,500 | 9,000 | 6,000 | 40,500 |
| 実施期間 | 取組内容 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 | 備考 |
| | 制度設計 | | | | | | |
| | 制度運営 | | | | | | |
| 活用を想定する補助制度等（補助率等） | | | | | | | |
| — | | | | | | | |
| 関係市町の事業費負担の基本的な考え方 | | | | | | | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・倉吉市と関係町は、制度の創設及び運営に必要な費用を負担します。 ・費用の負担額は、その都度、関係市町で協議します。 | | | | | | | |

◆ 消費生活相談窓口の体制整備

(1) 取組の概要

【現状と課題】

近年、情報化の進展やライフスタイルの多様化等により、消費者を取り巻く環境は大きく変化しています。これに伴い、消費者にとっては商品やサービスの選択の幅が広がり、利便性の向上等も図られてきている一方で、製品事故の多発、販売方法の悪質・巧妙化等、消費者問題はますます複雑化・多様化してきています。

このような中、消費者行政施策においては、平成21年に策定された消費者安全法で、消費生活相談業務等における県と市町村の役割が明記され、県による専門的な相談等への対応、市町村に対する支援及び市町村による消費生活センターの設置等、消費者行政全体の強化を図ることとされました。また、鳥取県においても「鳥取県消費者行政活性化計画」の中で、各市町村の相談窓口の体制整備・充実を図ることが掲げられました。

中部圏域では、こうした国、県の指針をふまえ、関係市町の総合計画や定住自立圏共生ビジョンとの整合性を図りながら、平成24年度より中部消費生活センターを圏域内の市町で共同設置し、相談窓口の機能強化の取組をスタートさせました。これにより、市町単独では困難な高度な専門知識と処理能力をもった人材を常時複数人確保するとともに、圏域内のトラブルを一元的に監視し、被害状況等の情報共有を行うことが可能となりました。また、専門相談員が定期的に各町の相談窓口を巡回し相談を受ける等、センターと市町の協力が図られているところです。

今後は、さらなる相談体制の充実と効率化、そして住民への悪質商法等の注意喚起や啓発活動を行う等、中部消費生活センターに対する住民の認知度を高めながら圏域内で効果的に継続実施していくことが必要といえます。

【取組の方針】

各市町においては、単独で高度な事案を処理できる専門相談員を確保することが財政的にも人材的にも困難なため、圏域の各市町が共同して専門相談員を確保することで、高度な事案の処理を一元的に行います。

あわせて、各市町では輪番制により相談員が活用できるなど相談業務の共同化と効率化を図るとともに、最新の相談事例の紹介や悪質商法への対処法等についての啓発活動を行います。



定住自立圏形成協定の規定の内容

| | |
|-----------|---|
| 取組の内容 | 圏域における消費生活に関する安心・安全を確保するため、相談窓口を設置し、必要な施設、設備等の整備及び運営に対し支援を行うとともに、担当職員の研修及び消費者に対する啓発を行う。 |
| 倉吉市(甲)の役割 | ①消費生活相談窓口の体制を充実させるための検証を行う。 ②消費者被害の未然防止のため、消費生活に関する教育及び消費者に対する啓発並びに連絡調整を行う。 ③関連する事業に必要とされる経費の支出を行う。 |
| 関係町(乙)の役割 | ①消費生活相談窓口の体制を充実させるための検証に協力する。 ②消費者被害の未然防止のため、消費生活に関する教育及び消費者に対する啓発を行う。 ③関連する事業に必要とされる経費の支出を行う。 |

【取組の成果（指標及び実績）】

ア. 指標

| | |
|----|-------------------------------------|
| 指標 | 消費生活相談窓口の利用者数(各市町の消費生活に関する窓口相談件数含む) |
|----|-------------------------------------|

イ. 実績

| 成果の状況 | | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 | 備考 |
|-------|-------|--------|--------|--------|--------|--------|----|
| 指標 | 目標(人) | 800 | 800 | 800 | 800 | 800 | |
| | 実績(人) | | | | | | |

(2) 具体的な事業

| | | | | | | | |
|---|---|--|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-------------|
| 事業名 | 中部消費生活センター運営事業 | | | | | | |
| 内容 | 消費生活相談に関し、高度な事案を処理できる専門相談員及び窓口を確保するため、鳥取中部ふるさと広域連合と連携し、鳥取県市町村消費者行政活性化交付金を活用して中部消費生活センターを維持します。また、誰もが利用しやすい相談体制の充実を図ります。 | | | | | | |
| 関係市町及び役割分担 | 倉吉市 三朝町 湯梨浜町 琴浦町 北栄町 | <ul style="list-style-type: none"> 消費生活相談窓口の体制を充実させるため事業の企画を行います。 消費生活相談窓口の体制を充実させるため事業の企画を行います。 | | | | | |
| 概算事業費 | 年度別 (千円) | 平成27年度 8,000 | 平成28年度 8,000 | 平成29年度 8,000 | 平成30年度 8,000 | 平成31年度 8,000 | 計 40,000 |
| 実施期間 | 取組内容 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 | 備考 |
| | 消費生活相談 窓口の維持 | | | | | | → |
| 活用を想定する補助制度等(補助率等) | | | | | | | |
| 鳥取県市町村消費者行政活性化交付金 | | | | | | | |
| 関係市町の事業費負担の基本的な考え方 | | | | | | | |
| <ul style="list-style-type: none"> 倉吉市と関係町は、施設設置に必要な施設、設備等の整備及び運営に対する費用を負担します。なお、関係市町の負担額は、人口、相談件数等で按分することとし、各年度の負担額は、その都度、関係市町で協議します。 | | | | | | | |

| | | | | | | | |
|--|---|--|--------|--------|--------|--------|-------|
| 事業名 | 消費生活に関する担当者研修及び啓発事業 | | | | | | |
| 内容 | 消費者トラブルの未然防止と被害の拡大防止のため、中部消費生活センターと連携して、担当職員の資質向上に向けた研修及び圏域住民への啓発活動を行います。 | | | | | | |
| 関係市町及び役割分担 | 倉吉市 | <ul style="list-style-type: none"> 消費生活に関する担当者研修及び啓発事業の企画を行います。 圏域住民を対象とした啓発を行います。 | | | | | |
| | 三朝町 湯梨浜町 琴浦町 北栄町 | <ul style="list-style-type: none"> 消費生活に関する担当者研修及び啓発事業の企画を行います。 圏域住民を対象とした啓発を行います。 | | | | | |
| 概算事業費 | 年度別 (千円) | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 | 計 |
| | | 1,763 | 1,711 | 1,711 | 1,711 | 1,711 | 8,607 |
| 実施期間 | 取組内容 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 | 備考 |
| | 担当者研修 | _____ | _____ | _____ | _____ | _____→ | |
| | 啓発事業 | _____ | _____ | _____ | _____ | _____→ | |
| 活用を想定する補助制度等（補助率等） | | | | | | | |
| 鳥取県市町村消費者行政活性化交付金 | | | | | | | |
| 関係市町の事業費負担の基本的な考え方 | | | | | | | |
| <ul style="list-style-type: none"> 倉吉市は、市の担当者研修及び啓発事業に必要な費用を負担します。 関係町は、町の担当者研修及び啓発事業に必要な費用を負担します。 | | | | | | | |

2 結びつきやネットワークの強化

ア. 地域公共交通

◆ 公共交通に係る効率的な運行体系の確立

(1) 取組の概要

【現状と課題】

倉吉市と周辺の4町を結ぶ公共交通は、主に鉄道と路線バスで構成されており、特に路線バスは自治体をまたがる広域路線が多く、通勤・通学、通院、買い物等、住民生活に密着した公共交通手段となっています。

バス利用者の中心は、学生や高齢者であることから、バス事業者による通学時間に対応したバスダイヤの見直し、学生・高齢者向けの路線バス定期券やフリーパス乗車券の発行、町によっては高齢者の定期券購入者への助成制度を設けるなどの利用促進を図っています。また、各市町においてバス停上屋の点検・修繕等を年次的に行うなど、バス利用環境の整備等にも取り組んでいます。

しかしながら、近年、バス利用者は減少の一途をたどり、一方でバス補助金の金額は年々増加の一途をたどっている中で、現在の公共交通体系の維持には限界があり、これまでも不採算路線を中心に路線の見直しを図り、過疎地有償運送や、必要に応じてコミュニティバスや乗合タクシー等の独自運行、デマンド交通の導入を行っています。

広域バス路線の多い本圏域においては、多様化する圏域全体の住民ニーズを把握し、移動実態に即した便利で効率的な公共交通ネットワークの再編及び運行体系の確立の必要に迫られているのが現状です。

【取組の方針】

高校生、高齢者などの重要な交通手段である路線バスを維持するため、各市町において、真に必要な広域路線は確保し、利用の少ない(需要の少ない)路線については、単市・単町路線とするなどの見直しを検討するとともに、単市・単町路線との連携を図ることにより、住民の生活圏域内を結ぶ路線バスを中心とした効率的な公共交通ネットワークを確立します。



| 定住自立圏形成協定の規定の内容 | |
|-----------------|---|
| 取組の内容 | 圏域における公共交通の効率的な運行体系を確立するため、路線バスの運行体系の見直しを行う。 |
| 倉吉市(甲)の役割 | ①圏域における公共交通に関する協議会（以下「公共交通協議会」という。）を設置し、路線バスの運行体系の見直しに必要な調査及び研究を行い、路線バスの運行体系の見直しに係る基本方針等を定めた地域公共交通総合連携計画（以下「公共交通連携計画」という。）を策定する。 ②公共交通事業者と連携して、公共交通連携計画に基づき、圏域における路線バスの運行体系の見直し及び甲の区域における公共交通体系の調整を行う。 |
| 関係町(乙)の役割 | ①公共交通協議会に参加し、乙の区域における路線バスの運行体系の見直しに必要な調査及び研究の調整を行う。 ②公共交通事業者と連携して、公共交通連携計画に基づき、乙の圏域における路線バスの運行体系の見直し及び公共交通体系の調整を行う。 |

【取組の成果（指標及び実績）】

ア. 指標

| | |
|-----|----------------------|
| 指標① | 路線バス等の維持に係る市町補助金の合計額 |
| 指標② | 輸送量＝運行回数×平均乗車密度 |

イ. 実績

| 成果の状況 | | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 | 備考 |
|-------|--------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|----|
| 指標① | 目標（千円） | 223,000 | 223,000 | 223,000 | 223,000 | 223,000 | |
| | 実績（千円） | | | | | | |
| 指標② | 目標（人） | 1,111,000 | 1,111,000 | 1,111,000 | 1,111,000 | 1,111,000 | |
| | 実績（人） | | | | | | |

(2) 具体的な事業

| | | | | | | | |
|--------------------------------------|--|--|--------|--------|--------|--------|-----|
| 事業名 | 鳥取県中部地域公共交通協議会運営事業 | | | | | | |
| 内容 | 当該協議会が策定した「鳥取県中部地域公共交通総合連携計画」の実施に係る連絡調整及び連携計画見直しを行うため、当該協議会を運営します。 | | | | | | |
| 関係市町及び役割分担 | 倉吉市 | ・鳥取県中部地域公共交通協議会の事務局として、当該協議会を運営します。 | | | | | |
| | 三朝町 湯梨浜町 琴浦町 北栄町 | ・鳥取県中部地域公共交通協議会の構成町として、当該協議会の運営に協力します。 | | | | | |
| 概算事業費 | 年度別 (千円) | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 | 計 |
| | | 270 | 126 | 126 | 126 | 126 | 774 |
| 実施期間 | 取組内容 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 | 備考 |
| | 協議会の運営 | | | | | | |
| 活用を想定する補助制度等（補助率等） | | | | | | | |
| — | | | | | | | |
| 関係市町の事業費負担の基本的な考え方 | | | | | | | |
| ・倉吉市は、鳥取県中部地域公共交通協議会の運営に必要な費用を負担します。 | | | | | | | |

| 事業名 | | 鳥取県中部地域公共交通総合連携計画策定事業 | | | | | | |
|---|---|--|--------|--------|--------|--------|----|--|
| 内容 | 平成27年度までの計画期間で策定された当該連携計画を見直し、あらためて個別の路線の利用状況及び圏域住民のニーズ調査を行い、移動実態に即した便利で効率的で持続可能な公共交通ネットワークのあり方、方針を明確にするため、再編計画を柱とした次期当該連携計画を策定します。 | | | | | | | |
| 関係市町及び役割分担 | 倉吉市 | ・次期当該連携計画の策定を行う鳥取県中部地域公共交通協議会の事務局を担い、関係町と計画策定に必要な調整を行います。 | | | | | | |
| | 三朝町 湯梨浜町 琴浦町 北栄町 | ・鳥取県中部地域公共交通協議会に参加するとともに、当該協議会の運営及び次期当該連携計画の策定に必要な協力を行います。 | | | | | | |
| 概算事業費 | 年度別 (千円) | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 | 計 | |
| | | 直営で行うため、協議会運営事業に計上します。 | | | | | | |
| 実施期間 | 取組内容 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 | 備考 | |
| | 調査の実施 | → | | | | | | |
| | 計画の策定 ・変更 | | | | | → | | |
| 活用を想定する補助制度等（補助率等） | | | | | | | | |
| — | | | | | | | | |
| 関係市町の事業費負担の基本的な考え方 | | | | | | | | |
| ・倉吉市は、鳥取県中部地域公共交通総合連携計画の策定に必要な費用を負担します。 | | | | | | | | |

| 事業名 | | 鳥取県中部地域公共交通総合連携計画事業 | | | | | | |
|---|---|---|--------|--------|--------|--------|----|--|
| 内容 | 鳥取県中部地域公共交通総合連携計画に基づき、関係市町を事業主体として事業を実施します。 | | | | | | | |
| 関係市町及び役割分担 | 倉吉市 | ・当該協議会の事務局として、計画に基づく取組を推進します。 ・当該協議会の構成員として、計画に基づく必要な事業を実施します。 | | | | | | |
| | 三朝町 湯梨浜町 琴浦町 北栄町 | ・当該協議会の構成員として、計画に基づく必要な事業を実施します。 | | | | | | |
| 概算事業費 | 年度別 (千円) | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 | 計 | |
| | | (鳥取県中部地域公共交通総合連携計画に基づく事業の内容及び事業費を決定します。) | | | | | | |
| 実施期間 | 取組内容 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 | 備考 | |
| | 事業の実施 | 必要に応じて実施 | | | | | | |
| 活用を想定する補助制度等（補助率等） | | | | | | | | |
| — | | | | | | | | |
| 関係市町の事業費負担の基本的な考え方 | | | | | | | | |
| ・倉吉市と関係町は、事業の実施に必要な費用を負担します。 なお、各年度の関係市町の負担額は、その都度、関係市町で協議します。 | | | | | | | | |

イ. 地産地消（地域の生産者や消費者等との連携による地産地消）

◆ 地産地消の推進

（１） 取組の概要

【現状と課題】

従前から農業は、圏域の主要産業として重要な役割を果たしてきていますが、経済情勢や気象などの影響により、経営が不安定となりやすいなど、農業を取り巻く環境は厳しく、農家数は年々減少傾向にあります。

更に、農家数の減少や高齢化による担い手不足によって、耕作放棄地が年々増加傾向にあり、適切な維持管理ができない農地が増加し、本来農地が有する農作物の生産性や景観形成、災害防止等の多様な機能の低下を招いています。

農地が保有する機能を維持するとともに、定住のキーワードである「就業」の場を確保するため、農業の振興を図ることは極めて重要であり、その一つの手段として、圏域の関係者が一体となって、地産地消の取組を推進する必要があります。



【取組の方針】

圏域の生産者、事業者、消費者、行政、食に関する団体などの関係者が地産地消に関して共通認識を持った上で、それぞれがその役割を果たしつつ、相互に連携・共同して地産地消を推進します。

定住自立圏形成協定の規定の内容

| 取組の内容 | 圏域における地産地消を推進するため、地産地消のネットワークの構築及び地産地消に関する事業を行う。 |
|-----------|---|
| 倉吉市(甲)の役割 | ①圏域における地産地消に関する協議会を設置し、及び運営し、圏域の生産者、加工者、消費者等の地産地消の関係者同士のネットワークの構築及び圏域全体で取り組む地産地消に関する事業を計画する。 ②圏域の地産地消の関係者と連携して、甲の特産品等を活用した地産地消に関するイベントの開催、特産品づくり等の支援、地産地消の取組に関する情報の発信等を行う。 |
| 関係町(乙)の役割 | ①地産地消協議会に参加し、圏当の地産地消の関係者同士のネットワークの構築及び圏域全体で取り組む地産地消に関する事業の調整を行う。 ②圏域の地産地消の関係者と連携して、乙の特産品等を活用した地産地消に関するイベントの開催、特産品づくり等の支援、地産地消の取組に関する情報発信等を行う。 |

【取組の成果（指標及び実績）】

ア. 指標

| | |
|-----|-----------------------|
| 指標① | 圏域内にある直売所の販売額 |
| 指標② | 中部発！食のみやこフェスティバル 来場者数 |

イ. 実績

| 成果の状況 | | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 | 備考 |
|-------|---------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|----|
| 指標① | 目標 (千円) | 1,520,000 | 1,540,000 | 1,560,000 | 1,580,000 | 1,600,000 | |
| | 実績 (千円) | | | | | | |
| 指標② | 目標 (人) | 25,000 | 28,000 | 31,000 | 34,000 | 37,000 | |
| | 実績 (人) | | | | | | |

(2) 具体的な事業

| 事業名 | 中部圏域地産地消推進協議会設置・運営事業 | | | | | | |
|-------------------------------------|--|--|--------|--------|--------|--------|-----|
| 内容 | 圏域の生産者、事業者、消費者、行政、食に関する団体などの関係者を構成員とする中部圏域地産地消推進協議会を設置・運営し、圏域の地産地消の推進に関する計画を実行します。 | | | | | | |
| 関係市町及び役割分担 | 倉吉市 | <ul style="list-style-type: none"> 中部圏域地産地消推進協議会を設置し、関係者・関係団体と連携して圏域の地産地消に関する計画を実行します。 中部圏域地産地消推進協議会の事務局として、当該協議会を運営します。 | | | | | |
| | 三朝町 湯梨浜町 琴浦町 北栄町 | <ul style="list-style-type: none"> 中部圏域地産地消推進協議会に参加し、当該協議会の運営に協力するとともに、関係者・関係団体と連携して、圏域の地産地消の推進に関する計画を実行します。 | | | | | |
| 概算事業費 | 年度別 (千円) | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 | 計 |
| | | 48 | 48 | 48 | 48 | 48 | 240 |
| 実施期間 | 取組内容 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 | 備考 |
| | 協議会の運営 | | | | | | → |
| | 計画の実行 | | | | | | → |
| 活用を想定する補助制度等 (補助率等) | | | | | | | |
| — | | | | | | | |
| 関係市町の事業費負担の基本的な考え方 | | | | | | | |
| ・倉吉市は、中部圏域地産地消推進協議会の運営に必要な費用を負担します。 | | | | | | | |

| 事業名 | 圏域地産地消推進計画策定事業 | | | | | | |
|--|---|---|--------|--------|--------|--------|-----|
| 内容 | 圏域の地産地消の現状を把握した上で、圏域の関係者が連携又は共同して取り組む地産地消に関するイベント、生産者と加工者と消費者のネットワークづくりなどを検討し、圏域の地産地消の推進に関する計画の見直しを実施します。 | | | | | | |
| 関係市町及び役割分担 | 倉吉市 | <ul style="list-style-type: none"> 中部圏域地産地消推進協議会の運営にあたり圏域の地産地消の推進に関する計画の見直しなどを実施します。 | | | | | |
| | 三朝町 湯梨浜町 琴浦町 北栄町 | <ul style="list-style-type: none"> 中部圏域地産地消推進協議会に参加し、圏域の地産地消の推進に関する計画の見直しに協力します。 | | | | | |
| 概算事業費 | 年度別 (千円) | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 | 計 |
| | | 100 | 0 | 0 | 0 | 0 | 100 |
| 実施期間 | 取組内容 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 | 備考 |
| | 計画の策定 | → | | | | | |
| | 計画の運営 | | | | | | → |
| 活用を想定する補助制度等 (補助率等) | | | | | | | |
| — | | | | | | | |
| 関係市町の事業費負担の基本的な考え方 | | | | | | | |
| ・倉吉市は、圏域の地産地消の推進に関する計画の策定に必要な費用を負担します。 | | | | | | | |

| | | | | | | | |
|--|--|--|--------|--------|--------|--------|---------|
| 事業名 | 地産地消拡大事業 | | | | | | |
| 内容 | 圏域の生産者、事業者、消費者、行政、食に関する団体などの関係者による地産地消に関するイベントとして、「中部発！食のみやこフェスティバル」をはじめ、地産地消交流会（琴浦町）、すいか・ながいも健康マラソン大会（北栄町）、ほくえい味覚めぐり（北栄町）などの地産地消に関するイベントを継続実施します。 | | | | | | |
| 関係市町及び役割分担 | 倉吉市 三朝町 湯梨浜町 琴浦町 北栄町 | <ul style="list-style-type: none"> ・地産地消に関するイベントを開催します。 ・地産地消に関するイベントを開催します。地産地消を推進・推奨する店舗等の取り組み | | | | | |
| 概算事業費 | 年度別 (千円) | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 | 計 |
| | | 20,000 | 20,000 | 20,000 | 20,000 | 20,000 | 100,000 |
| 実施期間 | 取組内容 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 | 備考 |
| | イベントの開催 | | | | | → | |
| 活用を想定する補助制度等（補助率等） | | | | | | | |
| — | | | | | | | |
| 関係市町の事業費負担の基本的な考え方 | | | | | | | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・中部発！食のみやこフェスティバルについては、関係市町が、標準財政規模、人口を元に按分・算出し、それぞれが負担します。 ・倉吉市は、市の地産地消に関するイベントの開催に必要な費用を負担します。 ・関係町は、町の地産地消に関するイベントの開催に必要な費用を負担します。 <p>なお、関係市町で開催する新規イベントに必要な費用は、その都度、地産地消推進計画を踏まえ、関係市町で協議します。</p> | | | | | | | |

ウ. 交流・移住（地域内外の住民との交流・移住促進）

◆ 空き家バンクの連携等によるIJU（移住）の促進

（１） 取組の概要

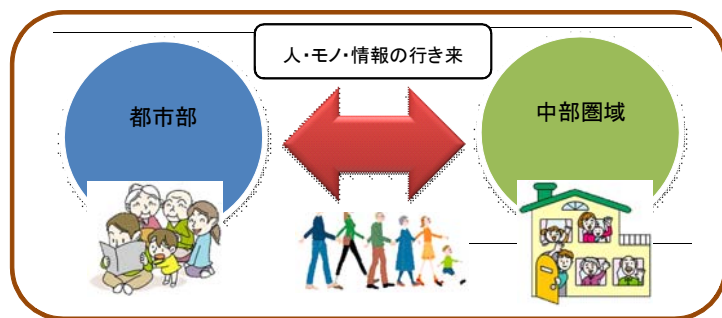
【現状と課題】

中部圏域の人口は、今後も減少する見込みであり、地域経済の衰退、空き家の増加、耕作放棄地の増加、コミュニティ活動の衰退などの問題が現れはじめています。一方で、「スローライフ」、「田舎暮らし」、「ロハス」などの言葉に代表されるように、田舎や地方の生活スタイルが見直されつつあり、都市部に住む団塊の世代や子育て世帯を中心として、田舎に移住する人が増えてきています。

都市部から田舎への人の流れを創出することにより、定住人口や交流人口を増やし、人口減少に伴う様々な課題を解決していく必要があります。これまで、各市町において移住定住に積極的に取り組んでいますが、着実に中部圏域への移住に結び付けていくためにも、移住希望者が移住に至るまでの過程において、各市町がそれぞれの役割を果たすとともに、必要な連携を図り取り組みを推進していく必要があります。

【取組の方針】

移住希望者が移住を決断するまでに、「移住地の情報収集」、「移住・交流の体験」「住居の確保」は重要な要素となります。そのため、各市町間で連携して、「空き家情報の連携」、「田舎暮らし体験ツアーの連携・実施」、「移住情報の発信」等の取り組みを行い、圏域への移住の促進を図ります。



定住自立圏形成協定の規定の内容

| | |
|-----------|--|
| 取組の内容 | 圏域外から圏域内への移住を促進するため、圏域への移住施策の連携を図るとともに、圏域外の住民に対して、圏域への移住施策に関する情報を発信する。 |
| 倉吉市(甲)の役割 | ①甲の行う空き家バンク等の移住施策と乙の行う空き家バンク等の移住施策との連携を図る。 ②圏域外の住民に対して、圏域への移住施策に関する情報を発信する。 |
| 関係町(乙)の役割 | ①乙の行う空き家バンク等の移住施策と甲の行う空き家バンク等の移住施策との連携を図る。 ②圏域外の住民に対して、圏域への移住施策に関する情報を発信する。 |

【取組の成果（指標及び実績）】

ア. 指標

| | |
|----|-----------------|
| 指標 | 圏域外から圏域内に移住した人数 |
|----|-----------------|

イ. 実績

| 成果の状況 | | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 | 備考 |
|-------|-------|--------|--------|--------|--------|--------|----|
| 指標 | 目標(人) | 200 | 200 | 200 | 200 | 200 | |
| | 実績(人) | | | | | | |

(2) 具体的な事業

| 事業名 | | 空き家情報の連携事業 | | | | | |
|--------------------|--|---|--------|--------|--------|--------|----|
| 内容 | 中部圏域の空き家情報を共有できるようにするため、各市町のホームページに空き家情報を掲載するとともに、(社)鳥取県宅地建物取引業協会中部支部との連携を図り、空き家情報の集約及び円滑な仲介を行うことができるようにします。 | | | | | | |
| 関係市町及び役割分担 | 倉吉市 | <ul style="list-style-type: none"> ・空き家情報をホームページに掲載します。 ・(社)鳥取県宅地建物取引業協会中部支部との協定により、空き家情報の集約等を行います。 | | | | | |
| | 三朝町 湯梨浜町 琴浦町 北栄町 | <ul style="list-style-type: none"> ・空き家情報をホームページに掲載します。 ・(社)鳥取県宅地建物取引業協会中部支部との協定により、空き家情報の集約等を行います。 | | | | | |
| 概算事業費 | 年度別 (千円) | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 | 計 |
| | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 実施期間 | 取組内容 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 | 備考 |
| | 空き家情報の連携 | | | | | → | |
| 活用を想定する補助制度等(補助率等) | | | | | | | |
| — | | | | | | | |
| 関係市町の事業費負担の基本的な考え方 | | | | | | | |
| — | | | | | | | |

| 事業名 | | 田舎暮らし体験プログラムの連携・実施事業 | | | | | |
|---|---|---|--------|--------|--------|--------|-------|
| 内容 | 圏域の魅力ある地域資源を活用した田舎暮らし体験ツアーを連携して実施することにより、移住する動機(きっかけ)作りを行います。 | | | | | | |
| 関係市町及び役割分担 | 倉吉市 | <ul style="list-style-type: none"> ・田舎暮らし体験ツアーを各町と連携して企画・実施します。 | | | | | |
| | 三朝町 湯梨浜町 琴浦町 北栄町 | <ul style="list-style-type: none"> ・田舎暮らし体験ツアーを各市町と連携して企画・実施します。 | | | | | |
| 概算事業費 | 年度別 (千円) | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 | 計 |
| | | 500 | 500 | 500 | 500 | 500 | 2,500 |
| 実施期間 | 取組内容 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 | 備考 |
| | 体験ツアーの実施 | | | | | → | |
| 活用を想定する補助制度等(補助率等) | | | | | | | |
| 鳥取県移住定住推進交付金(1/2:上限30万円) | | | | | | | |
| 関係市町の事業費負担の基本的な考え方 | | | | | | | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・倉吉市は、田舎暮らし体験ツアーの実施に必要な費用の一部を負担します。 ・関係市町は、協力する田舎暮らし体験ツアーの実施に必要な費用の一部を負担します。 なお、各年度の関係市町の負担額は、その都度、関係市町で協議します。 | | | | | | | |

| | | | | | | | |
|--|--|--|--------|--------|--------|--------|-------|
| 事業名 | 移住情報の発信事業 | | | | | | |
| 内容 | ウェブサイト、移住相談会等を活用して圏域内の空き家の情報、田舎暮らし体験ツアーの情報、生活情報等の移住情報を発信します。 | | | | | | |
| 関係市町及び役割分担 | 倉吉市 | <ul style="list-style-type: none"> ・移住希望者が欲する移住情報をウェブサイトに掲載します。 ・各町の移住情報のウェブサイトへリンクし、圏域情報を一体的に発信します。 ・移住相談会等を活用して、圏域の移住情報を発信します。 | | | | | |
| | 三朝町 湯梨浜町 琴浦町 北栄町 | <ul style="list-style-type: none"> ・移住希望者が欲する移住情報をウェブサイトに掲載します。 ・各市町の移住情報のウェブサイトへリンクし、圏域情報を一体的に発信します。 ・移住相談会等を活用して、圏域の移住情報を発信します。 | | | | | |
| 概算事業費 | 年度別 (千円) | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 | 計 |
| | | 500 | 500 | 500 | 500 | 500 | 2,500 |
| 実施期間 | 取組内容 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 | 備考 |
| | 移住情報等の発信 | | | | | → | |
| 活用を想定する補助制度等（補助率等） | | | | | | | |
| 鳥取県移住定住推進交付金（1/2：上限30万円） | | | | | | | |
| 関係市町の事業費負担の基本的な考え方 | | | | | | | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・倉吉市は、市職員の移住相談会などの参加に必要な費用を負担します。 ・関係町は、町職員の移住相談会などの参加に必要な費用を負担します。 | | | | | | | |

◆ 未婚・晩婚化の解消への取組の推進

(1) 取組の概要

【現状と課題】

近年、日本では晩婚化の傾向にあり、全国的に初めて結婚する平均年齢が2010年時点で男性が30.5歳、女性が28.8歳に達しました。これは、2000年と比べると約2歳も結婚の平均年齢が上昇しており、この傾向は、今後さらに進むと予想されています。また、未婚率についても2000年には男性で12.57%、女性で5.82%であったものが、10年後の2010年には男性で20.14%、女性で10.61%と、著しく上昇しています。※国立社会保障・人口問題研究所調

これは、近年の経済情勢の変動、女性の社会進出、ライフスタイルや価値観の多様化などによる、日本人の結婚に対する価値観が大きく変化したことによるものなどが、その原因と思われますが、この傾向は鳥取県中部圏域においても同様に見られるものです。

また、晩婚化、未婚率の上昇は、人口の減少及び少子高齢化に与える影響が非常に大きく、圏域の将来を考える上で絶対に無視することができない問題であり、各市町に共通した課題です。

また、人口減少により、地域の賑わいが失われつつあり、住民同士が交流する機会が減少し、地域コミュニティの維持が困難になるなど、住民同士の繋がりが益々希薄になっていく中で、結婚を希望する独身男女の出会い、成婚に至る機会は、今後益々失われていくことが予想されることから、行政、地域、民間事業者等が協力し、出会いの機会の提供など、継続的に未婚・晩婚化の解消のための取組を講じていくことが求められています。

そのため、圏域の各市町では、婚活パーティー、セミナーの開催、イベントを主催する地域団体、民間事業者等への補助などの対策を行っていますが、対象者の地元イベント参加への抵抗感などから、参加者が集まらず、目立った成果に繋がらないという状況にあります。

このことから、圏域の各市町がそれぞれで行っていたイベント等の共同化、関係情報の共有化を図り、相互に発信を行うことで、イベントの対象範囲を広げ、イベント参加への抵抗感を解消し、より多くの参加者を集めることにより出会いの機会の質の向上を図るなど、圏域でのスケールメリットを生かした取組を推進する必要があります。

【取組の方針】

未婚・晩婚化の解消に向けた関係イベント及びセミナー、イベント等を主催する民間事業者等への補助制度など、各市町がそれぞれ行う取組の情報を共有し、相互に発信することで、効果的な事業のPRを行い、イベント等の参加者の増加を図ります。

また、各市町がそれぞれ行っていたイベント等を集約して開催し、対象範囲を広げ、イベント参加への抵抗感を解消し、より多くの参加者を集めることにより、出会いの機会の質の向上を図るなど、圏域でのスケールメリットを生かした取組を推進し、成婚者を増加させます。

定住自立圏形成協定の規定の内容

| 取組の内容 | 圏域における未婚・晩婚化の解消に向けた取組を効果的に推進するため、関係するイベント、セミナー等の施策を連携して実施する。 |
|-----------|---|
| 倉吉市(甲)の役割 | ① 乙の関与するイベント等の情報を発信し、参加者の確保について連携を図る。 ② 乙及び関係団体と連携し、イベント等を共同で企画し、運営する。 |
| 関係町(乙)の役割 | ① 甲の関与するイベント等の情報を発信し、参加者の確保について連携を図る。 ② 甲及び関係団体と連携し、イベント等を共同で企画し、運営する。 |

【取組の成果（指標及び実績）】

ア. 指標

| | |
|-----|-------------------------|
| 指標① | 婚活イベント、セミナー等の参加者同士の成婚組数 |
|-----|-------------------------|

イ. 実績

| 成果の状況 | | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 | 備考 |
|-------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|----|
| 指標① | 目標 (件) | — | 3 | 3 | 3 | 3 | |
| | 実績 (件) | — | | | | | |

(2) 具体的な事業

| | | | | | | | |
|---------------------------------|--|--|--------|--------|--------|--------|-------|
| 事業名 | 広域連携婚活事業 | | | | | | |
| 内容 | 未婚・晩婚化の解消のため、婚活イベント、セミナー等を各市町で共同して企画し、実施します。 | | | | | | |
| 関係市町及び役割分担 | 倉吉市 | <ul style="list-style-type: none"> ・関係町が単独で行う事業について、連携して広報します。 ・各町と共同して婚活イベント等を企画・実施します。 | | | | | |
| | 三朝町 湯梨浜町 琴浦町 北栄町 | <ul style="list-style-type: none"> ・関係市町が単独で行う事業について、連携して広報します。 ・各市町と共同して婚活イベント等を企画・実施します。 | | | | | |
| 概算事業費 | 年度別 (千円) | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 | 計 |
| | | — | 2,000 | 2,000 | 2,000 | 2,000 | 8,000 |
| 実施期間 | 取組内容 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 | 備考 |
| | 連携広報 | | | | | → | |
| | 婚活イベントの共同実施 | | | | | → | |
| 活用を想定する補助制度等 (補助率等) | | | | | | | |
| 【県】結婚に向けた出会いの機会等創出事業補助金 (1/2補助) | | | | | | | |
| 関係市町の事業費負担の基本的な考え方 | | | | | | | |
| — | | | | | | | |

エ. その他の結びつきやネットワークの強化に係る連携

◆ 広報活動の連携による広域的な情報提供

(1) 取組の概要

【現状と課題】

圏域の情報通信環境は、民間事業者の事業展開が困難な地域においては行政による情報通信基盤が整備され、ケーブルテレビによるブロードバンドや地上波のデジタル化、携帯電話のサービスエリア外の解消など情報化に向けた一定の基盤となっています。

圏域の交流人口の拡大と人口定住に繋げていくためには、圏域内の各自治体が連携して、様々な広報媒体を有効に活用し、圏域内の住民に定住自立圏の取組をはじめとした圏域の情報を広く提供し、圏域内の情報の共有化を図るとともに、圏域外の住民に圏域の魅力を積極的に発信していく必要があります。現状では圏域内の情報共有は十分に行われおらず、圏域外への発信も積極的なものに至っていない状況です。

また、圏域の情報通信基盤は早くから整備された自治体では伝送路の更新による高額な負担に直面していることや、圏域全体として情報通信基盤を活用したケーブルテレビとインターネット以外の有効な住民サービスの検討が課題となっています。



【取組の方針】

圏域の各自治体が保有する広報紙、ウェブサイト、SNS等の広報媒体を活用して、圏域内及び圏域外の住民に定住自立圏の取組等の圏域の情報を提供します。

また、ケーブルテレビ事業者の協力の下に、ケーブルテレビを活用して、圏域内の住民に圏域の情報を提供し、情報の共有化による圏域の一体感の醸成に努めます。

定住自立圏形成協定の規定の内容

| | |
|-----------|--|
| 取組の内容 | 圏域内及び圏域外の住民に圏域の情報を周知するため、保有する広報媒体を活用して、圏域内及び圏域外の住民に圏域の情報を提供するとともに、圏域のケーブルテレビ放送を活用して、圏域内の住民に圏域の情報を提供する。 |
| 倉吉市(甲)の役割 | ①甲の保有する広報媒体を活用して、圏域内及び圏域外の住民に圏域の情報を提供する。 ②甲の区域をケーブルテレビ放送の区域に含むケーブルテレビ事業者に圏域の情報を提供し、圏域のケーブルテレビ番組の相互放送等の働きかけを行う。 |
| 関係町(乙)の役割 | ①乙の保有する広報媒体を活用して、圏域内及び圏域外の住民に圏域の情報を提供する。(※①は、三朝町、琴浦町及び北栄町に関する協定です。) ②乙の区域をケーブルテレビ放送の区域に含むケーブルテレビ事業者に圏域の情報を提供し、圏域のケーブルテレビ番組の相互放送等の働きかけを行う。 |

【取組の成果（指標及び実績）】

ア. 指標

| | |
|----|----------------|
| 指標 | 圏域のケーブルテレビの加入率 |
|----|----------------|

イ. 実績

| 成果の状況 | | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 | 備考 |
|-------|-------|--------|--------|--------|--------|--------|----|
| 指標 | 目標(%) | 73.6 | 74.0 | 74.3 | 74.7 | 75.0 | |
| | 実績(%) | | | | | | |

(2) 具体的な事業

| 事業名 | 中部圏域ケーブルテレビ利活用研究会設置運営事業 | | | | | | |
|---|--|--|--------|--------|--------|--------|-----|
| 内容 | 圏域のケーブルテレビ事業者をはじめ、行政、民間、地域の関係者等の参加による中部圏域ケーブルテレビ利活用研究会において、ケーブルテレビ番組の相互放送をはじめ、ケーブルテレビを利活用した広域的な情報提供による生活支援サービス等の調査及び研究を行います。 | | | | | | |
| 関係市町及び役割分担 | 倉吉市 | ・中部圏域ケーブルテレビ利活用研究会を設置し、当該研究会の庶務を担当するとともに、ケーブルテレビの利活用に関する調査及び研究を行います。 | | | | | |
| | 三朝町 湯梨浜町 琴浦町 北栄町 | ・中部圏域ケーブルテレビ利活用研究会に参加し、ケーブルテレビの利活用に関する調査及び研究に協力します。 | | | | | |
| 概算事業費 | 年度別 (千円) | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 | 計 |
| | | 20 | 50 | 50 | 50 | 50 | 220 |
| 実施期間 | 取組内容 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 | 備考 |
| | 研究会の運営 | | | | | | |
| | 研究会の拡充 | | | | | | |
| 活用を想定する補助制度等（補助率等） | | | | | | | |
| — | | | | | | | |
| 関係市町の事業費負担の基本的な考え方 | | | | | | | |
| ・倉吉市は、中部圏域ケーブルテレビ利活用研究会の運営に必要な費用を負担します。 | | | | | | | |

3 圏域マネジメント能力の強化

ア. 人材の育成・確保 イ. 圏域内市町の職員等の交流

◆ 合同研修会の開催・人事交流の実施

(1) 取組の概要

【現状と課題】

住民のライフスタイルが多様化し、住民ニーズがより多様化・高度化する中で、時代や社会の変化を的確に捉えながら、質の高い圏域マネジメントを行うためには、市町職員などの相互研鑽による資質の向上を図るとともに、専門知識を有する人材を有効に活用して、市町職員等に対する研修や業務のサポートなどを実施していく必要があります。

人事交流については、定住自立圏共生ビジョンの中での実施については未着手となっていますが、現在は中部ふるさと広域連合の機能を最大限に活用し、中部圏域の職員の相互派遣による人事交流を実施しています。また、圏域外においても、鳥取県、鳥取県後期高齢者医療広域連合等との人事交流を実施しており、圏域内外のネットワーク化を図り、医療・福祉など様々な分野でマネジメント能力の向上が図られています。

【取組の方針】

圏域のマネジメント能力の強化を図るため、合同研修会の開催、外部の専門人材の活用、人事交流を実施します。

職員の人事交流については、本ビジョンの中で、定住自立圏の各政策分野の取組に必要な場合に、関係市町と協議の上、実施します。実施にあたっては、効率的で効果的な人事行政の運営を進め、広域連合等の機能を活用して有機的なマネジメント能力の強化を行います。

定住自立圏形成協定の規定の内容

| | |
|-----------|---|
| 取組の内容 | ①生活機能の強化及び結びつきやネットワークの強化に係る政策分野（以下「前記の政策分野」という。）の取組に必要な圏域の行政及び民間のマネジメント能力を強化するため、甲及び乙の職員等に対する合同研修会を開催する。 ②前記の政策分野の取組に必要な圏域の行政及び民間のマネジメント能力を強化するため、専門的な知識等を有する人材（以下「専門人材」という。）を確保し、圏域全体で活用する。 ③前記の政策分野の取組に必要な甲及び乙のマネジメント能力を強化するため、人事交流を行う。 |
| 倉吉市(甲)の役割 | ①前記の政策分野の取組に必要な人材の育成に係る合同研修会を開催し、乙に参加の機会を提供する。 ②前記の政策分野の取組に必要な専門人材を確保し、活用する。 ③乙と協議の上、前記の政策分野の取組に必要な人事交流を行う。 |
| 関係町(乙)の役割 | ①甲の開催する合同研修会を活用する。 ②甲の確保した専門人材を活用する。 ③甲と協議の上、前記の政策分野の取組に必要な人事交流を行う。(※③は、琴浦町及び北栄町に関する協定です。) |

【取組の成果（指標及び実績）】

ア. 指標

| | |
|-----|--------------------|
| 指標① | 合同研修会に参加した市町職員等の人数 |
| 指標② | 人事交流の人数 |

イ. 実績

| 成果の状況 | | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 | 備考 |
|-------|-------|--------|--------|--------|--------|--------|----|
| 指標① | 目標（人） | 500 | 500 | 500 | 500 | 500 | |
| | 実績（人） | | | | | | |
| 指標② | 目標（人） | — | — | — | — | — | |
| | 実績（人） | | | | | | |

(2) 具体的な事業

ア. 合同研修会の開催

| | | | | | | | |
|---------------------------|----------------------------|-------------------------------|--------|--------|--------|--------|-------|
| 事業名 | 子育て支援に関わる職員等に対する合同研修会の開催事業 | | | | | | |
| 内容 | 子どもの発達支援についての研修会を合同で開催します。 | | | | | | |
| 関係市町及び役割分担 | 倉吉市 | ・合同研修会を企画立案し、開催します。 | | | | | |
| | 三朝町 湯梨浜町 琴浦町 北栄町 | ・研修会の運営に協力します。 ・研修会に参加します。 | | | | | |
| 概算事業費 | 年度別 (千円) | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 | 計 |
| | | 400 | 400 | 400 | 400 | 400 | 2,000 |
| 実施期間 | 取組内容 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 | 備考 |
| | 研修の企画立案 | | | | | → | |
| | 研修会の開催 | | | | | → | |
| 活用を想定する補助制度等（補助率等） | | | | | | | |
| — | | | | | | | |
| 関係市町の事業費負担の基本的な考え方 | | | | | | | |
| ・倉吉市と関係町は、合同研修会の費用を負担します。 | | | | | | | |

| | | | | | | | |
|---------------------------|---|-------------------------------|--------|--------|--------|--------|-----|
| 事業名 | 定住自立圏構想合同勉強会の開催事業 | | | | | | |
| 内容 | 定住自立圏構想の推進に役立てるため、外部講師を招き、圏域の市町の職員及び地域住民を対象とした合同勉強会を合同で開催します。 | | | | | | |
| 関係市町及び役割分担 | 倉吉市 | ・合同勉強会を企画立案し、開催します。 | | | | | |
| | 三朝町 湯梨浜町 琴浦町 北栄町 | ・研修会の運営に協力します。 ・研修会に参加します。 | | | | | |
| 概算事業費 | 年度別 (千円) | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 | 計 |
| | | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 500 |
| 実施期間 | 取組内容 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 | 備考 |
| | 研修の企画立案 | | | | | → | |
| | 研修会の開催 | | | | | → | |
| 活用を想定する補助制度等（補助率等） | | | | | | | |
| — | | | | | | | |
| 関係市町の事業費負担の基本的な考え方 | | | | | | | |
| ・倉吉市と関係町は、合同勉強会の費用を負担します。 | | | | | | | |

| | | | | | | | |
|---------------------------|--|-------------------------------|--------|--------|--------|--------|-----|
| 事業名 | 地方創生戦略勉強会の開催事業 | | | | | | |
| 内容 | 地方創生の取り組みを研究するため、外部講師を招き、圏域の市町の職員及び地域住民を対象とした勉強会を合同で開催します。 | | | | | | |
| 関係市町及び役割分担 | 倉吉市 | ・合同勉強会を企画立案し、開催します。 | | | | | |
| | 三朝町 湯梨浜町 琴浦町 北栄町 | ・研修会の運営に協力します。 ・研修会に参加します。 | | | | | |
| 概算事業費 | 年度別 (千円) | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 | 計 |
| | | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 500 |
| 実施期間 | 取組内容 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 | 備考 |
| | 研修の企画立案 | | | | | → | |
| | 研修会の開催 | | | | | → | |
| 活用を想定する補助制度等（補助率等） | | | | | | | |
| — | | | | | | | |
| 関係市町の事業費負担の基本的な考え方 | | | | | | | |
| ・倉吉市と関係町は、合同勉強会の費用を負担します。 | | | | | | | |

イ. 人事交流の実施

| | | | | | | | |
|--------------------|--|--|--------|--------|--------|--------|----|
| 事業名 | 人事交流の実施事業 | | | | | | |
| 内容 | 生活機能の強化及び結びつきやネットワークの強化に係る政策分野の取組に必要な圏域のマネジメント能力を強化するため、必要の都度、関係市町が協議の上、職員の人事交流を実施します。 | | | | | | |
| 関係市町及び役割分担 | 倉吉市 琴浦町 北栄町 | <ul style="list-style-type: none"> ・必要の都度、関係町と協議し、職員の人事交流を実施します。 ・必要の都度、倉吉市と協議し、職員の人事交流を実施します。 | | | | | |
| 概算事業費 | 年度別 (千円) | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 | 計 |
| | | — | — | — | — | — | — |
| 実施期間 | 取組内容 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 | 備考 |
| | 人事交流の実施 | | | | | → | |
| 活用を想定する補助制度等（補助率等） | | | | | | | |
| — | | | | | | | |
| 関係市町の事業費負担の基本的な考え方 | | | | | | | |
| — | | | | | | | |

第6章 今後の検討課題

このビジョンを策定する過程において、倉吉市定住自立圏共生ビジョン懇談会やパブリックコメントを通じて、中部圏域の将来像の実現に向けた課題や必要な取組に関する多くの意見がありました。

その中には、各市町がそれぞれの考え方で個別に取り組んでいく必要のあるもの、鳥取中部ふるさと広域連合で取り組むべきもの、関係市町間での協議に時間を要するもの、現状の関連制度や技術などの状況から将来的に取組を検討するべきものなど、このビジョンに直ちに反映することが難しいものもあります。

このビジョンは、必要に応じて具体的な取組を評価し、内容の検討を行っていくこととしています。そのため、これらの意見については、今後の検討課題として管理し、引き続き、緊急性や重要性などを踏まえて優先順位を考え、実施に向けた現実的な課題などを整理しながら、具体的な実現方法などの検討を行っていきます。

なお、この検討に当たっては、民間、地域の関係者などの意見を踏まえて、倉吉市定住自立圏共生ビジョン懇談会による検討、関係市町との協議や鳥取中部ふるさと広域連合との調整を行いながら進めていきます。

(1) 生活機能の強化に関連する主な検討課題

【医療】

- ① 救急医療体制（一次～三次救急体制）の充実
 - ・・・専門医療機能の向上、搬送体制の改善 等
- ② 地域医療体制の充実
 - ・・・医師の確保、在宅医療を進める体制の整備、通院手段の確保、鳥取看護大学との連携等

【福祉】

- ① 福祉サービスの充実
 - ・・・介護保険や障がい福祉等に関するサービスの充実 等

【教育】

- ① 体育施設等の教育施設の機能の維持及び相互利用の促進
 - ・・・生涯学習施設等の機能の充実、体育施設の利用料の統一等による利用環境の改善 等
- ② 教育環境の整備・充実
 - ・・・家庭での教育の充実、学校の統廃合の検討、公民館等での福祉講座の充実 等

【産業】

- ① 産業基盤の強化・充実
 - ・・・農業の後継者育成、収益性のある農業体制の確立や一次加工体制の確保、地場産業の育成、既存産業への支援、中心市街地の活性化や空き店舗の活用、雇用対策等
- ② 広域観光体制の充実及び強化による広域観光の推進
 - ・・・ウォーキングリゾートの推進、修学旅行の誘致等

【環境】

① 環境保全の推進

- ・・・自然環境の保護・保全、低炭素社会の構築、住民参加の環境への取組等

(2) 結びつきやネットワークの強化に関連する主な検討課題

【地域公共交通】

① 交通ネットワーク体制の整備・充実

- ・・・移動しやすい交通体制の整備、高齢者の移動手段の確保等

【ICTインフラ整備】

① ICT利活用の推進

- ・・・圏域情報の発信力の強化、ICTの利活用による生活支援の充実等

【道路ネットワーク】

① 道路ネットワークの構築

- ・・・道路整備の促進 等

【交流・移住促進】

① 交流による賑わいの創出づくり

- ・・・交流の場や機会の提供 等

【その他の連携】

① 圏域情報の発信

- ・・・年代に応じた情報提供手段の確保・充実、メール配信システムの共同利用等

(3) 圏域マネジメント能力の強化に関連する主な検討課題

【その他の連携】

① 圏域内の人材の育成と活用による地域力の向上

- ・・・各地域の生活課題の把握、若者と地域の絆づくり等

■今後の検討課題(具体的な取組の体系図)

| 定住自立圏構想推進要綱 (政策分野) ※総務省制定 | 定住自立圏形成協定 (協定項目) | 定住自立圏共生ビジョン (協定に基づく具体的な取組) | 実施主体 | | 進捗状況 |
|---------------------------------|---------------------|--|---------|------------------|--|
| | | | a. 市町単独 | b. 連携 c. 広域連合 | |
| a. 医療 | a-① 救急医療体制の充実 | 1. 網掛けの取組の実施には、市・町議会の議決を経た上で、市時間で協定の締結が必要。 2. 網掛けの具体的な取組(事業)を実施するには、懇談会の検討→関係市町間の協議を行った上で、ビジョンの記載が必要。 ・中部休日急患診療所、歯科休日急患診療所及び小児休日急患診療所運営事業 ・病院群輪番制病院運営事業 ・鳥取県中部医師会立三朝島病院耐震化整備支援事業 ・二次救急体制の充実(専門医療機能の向上) ・三次救急医療機関への搬送体制の確保・改善 | | ○ | 事業予定・実施 事業予定・実施 完了 |
| | a-② 地域医療体制の充実 | ・医師の確保 ・在宅医療体制の整備 ・通院手段の確保(福祉移送サービス等との連携) ・鳥取看護大学との連携 | | | — |
| | a-③ 思春期保健対策の推進 | ・思春期の心と身体の健康教育事業 | ○ | | 実施予定・実施 |
| b. 福祉 | ◆認知症に係る支援体制の整備 | ・認知症診断システム事業の運用 ・タマハナール整備活用事業 ・若年性認知症専用サービス設置運営事業 ・中部成年後見支援センター運営事業 | ○ | ○ | 事業予定・実施 事業予定・実施 事業予定・実施 事業予定・実施 |
| | ◆子育て支援体制の整備及び充実 | ・病児・病後児保育事業 ・休日保育事業 ・子育て支援事業に係る情報交換会実施事業 ・子育て相談体制の充実 | ○ | ○ | 事業予定・実施 事業予定・実施 事業予定・実施 |
| | b-① 福祉サービスの充実 | ・福祉サービスの充実(サービスの地域格差の解消) ・元氣高齢者への取組(活動の場・機会の確保等) | | | — |
| | | | | | |

※網掛けの項目は、今後、検討を要する課題であり、検討の結果、定住自立圏構想推進要綱に基づき取り組んでいく場合には、定住自立圏形成協定の変更又は定住自立圏共生ビジョンの修正が必要です。

【進捗状況】
①検討中 ②事業予定・実施
③完了 ④保留 ⑤廃止

ア・生活機能の強化

定住自立圏構想推進要綱
(政策分野)
※総務省制定

定住自立圏形成協定
(協定項目)

定住自立圏共生ビジョン
(協定に基づき具体的な取組)

1. 網掛けの取組の実施には、市・町議会の議決を経た上で、市町間で協定の締結が必要。
2. 網掛けの具体的な取組(事業)を実施するには、懇談会の検討一関係市町間の協議を行った上で、ビジョンの記載が必要。

| 定住自立圏構想推進要綱 (政策分野) ※総務省制定 | 定住自立圏形成協定 (協定項目) | 定住自立圏共生ビジョン (協定に基づき具体的な取組) | 実施主体 | | 進捗状況 |
|---------------------------------|-------------------------------|--|---------|------------------|--|
| | | | a. 市町単独 | b. 連携 c. 広域連合 | |
| c. 教育 | ◆鳥取県中郡子ども支援センターの維持及び教育相談体制の充実 | 鳥取県中郡子ども支援センター運営事業 鳥取県中郡子ども支援センター移転事業 鳥取県中郡子ども支援センター機能拡充検討事業 | ○ | | 事業予定・実施 完了 事業予定・実施 |
| | ◆体育施設の機能の維持及び強化 | 体育施設機能調査・活用検討事業 若吉市宮陸上競技場整備事業 倉吉市宮陸上競技場維持管理事業 | ○ | ○ | 事業予定・実施 完了 事業予定・実施 |
| d. 産業振興 | c-① 体育施設等の教育施設の機能の維持及び相互利用の促進 | 体育施設の利用環境の改善(利用料の統一等) 各種生涯学習施設の機能調査・利用促進の検討 各種生涯学習施設の整備・改修による機能の維持 | | | — |
| | c-② 教育環境の整備・充実 | 家庭教育の啓発 学校の適正規模の検討・見直し 地域における社会教育の推進(福祉分野等) | | | — |
| e. 環境 | ◆広域観光体制の充実及び強化による広域観光の推進 | 鳥取中郡観光推進機構支援事業 観光商品の開発強化等による観光推進事業 情報発信・セールスプロモーションの強化事業 八橋庄米周辺の魅力創造・発信事業 ウオーキングルートの推進 修学旅行の誘致 | ○ | ○ | 事業予定・実施 事業予定・実施 事業予定・実施 事業予定・実施 |
| | ◆企業誘致の推進 | 圏域への企業誘致推進事業 関西事務所を活用した圏域への企業誘致推進事業 鳥取県中郡定住自立圏雇用創出促進奨励事業 | ○ | ○ | 事業予定・実施 事業予定・実施 |
| e. 環境 | d-① 産業基盤の強化・充実 | 第一次産業の後継者の育成 収益性のある農業体制の確立(一次加工等の取組) 6次産業の創出等による地域産業の育成 既存企業等への育成支援策の充実 商店街・市街地の活性化(空き店舗等の活用促進等) 医療・福祉産業の育成 物販等のセールスプロモーションの強化 若者に対する就労支援の取組 中心市街地活性化の推進 | | | — |
| | e-① 環境保全の推進 | 自然環境の保護・保全 低炭素社会の構築(カーボン・オフセット等の取組) 地域ぐるみによる環境関連活動の推進 | | | — |

※網掛けの項目は、今後、検討を要する課題であり、検討の結果、定住自立圏構想推進要綱に基づき取り組んでいく場合には、定住自立圏形成協定の変更又は定住自立圏共生ビジョンの修正が必要です。

【進捗状況】

- ①検討中
- ②完了
- ③事業予定・実施
- ④保留
- ⑤廃止

ア. 生活機能の強化

定住自立圏構想推進要綱
(政策分野)
※総務省制定

定住自立圏形成協定
(協定項目)

定住自立圏共生ビジョン
(協定に基づく具体的な取組)

1. 網掛けの取組の実施には、市・町議会の議決を経た上で、市町間で協定の締結が必要。
2. 網掛けの具体的な取組(事業)を実施するには、懇談会の検討・関係市町間の協議を行った上で、ビジョンの記載が必要。

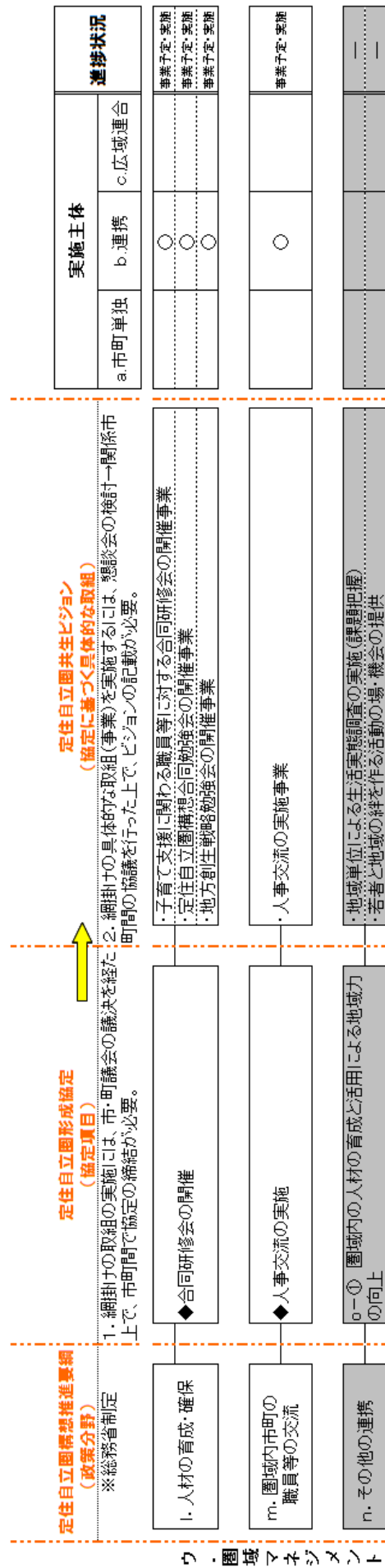
| 定住自立圏構想推進要綱 (政策分野) ※総務省制定 | 定住自立圏形成協定 (協定項目) | 定住自立圏共生ビジョン (協定に基づく具体的な取組) | 実施主体 | | 進捗状況 |
|---------------------------------|--------------------------|---|---------|-------|---|
| | | | a. 市町単独 | b. 連携 | |
| p. その他 | ◆消費生活相談窓口の体制整備 | ・中部消費生活センター運営事業 ・消費生活に関する担当者研修及び啓発事業 | ○ | ○ | 事業予定・実施 事業予定・実施 |
| f. 地域公共交通 | ◆公共交通に係る効率的な運行体系の確立 | ・鳥取県中部地域公共交通協議会運営事業 ・鳥取県中部地域公共交通総合連携計画策定事業 ・鳥取県中部地域公共交通総合連携計画事業 | ○ | ○ | 事業予定・実施 事業予定・実施 事業予定・実施 |
| e. ICTインフラ整備 | f-① 交通ネットワーク体制の整備・充実 | ・各種交通手段の連携(自転車→路線バス→自動車等) ・超高齢社会に対応した交通手段の確保 | | | — |
| g. ICTインフラ整備 | g-① ICT利活用の推進 | ・ICTの利活用による圏域情報の発信力の強化 ・ICTの利活用による生活支援サービスの充実 | | | — |
| h. 交通インフラの整備 | h-① 道路ネットワークの構築 | ・道路ネットワークの整備 | | | — |
| i. 地産地消 | ◆地産地消の推進 | ・中部圏域地産地消推進協議会設置・運営事業 ・圏域地産地消推進計画策定事業 ・地産地消拡大事業 ・学校給食での地産地消の促進 ・圏域内の地産地消体制の確立(一次加工等の取組) ・観光分野、教育分野との連携 | ○ | ○ | 事業予定・実施 事業予定・実施 事業予定・実施 — — |
| j. 交流・移住促進 | ◆空き家バンクの連携等によるLUU(移住)の促進 | ・空き家情報の連携事業 ・田舎暮らし体験プログラムの連携・実施事業 ・移住情報の発信事業 ・移住・定住の体験活動に関する取組の強化 ・移住者へのサポート体制の強化 ・移住者を受け入れる機運の高揚(地域住民の啓発) | ○ | ○ | 事業予定・実施 事業予定・実施 事業予定・実施 — — |
| k. その他の連携(広報) | ◆未婚・晩婚化の解消への取組の推進 | ・広域連携婚活事業 | | ○ | 事業予定・実施 |
| | j-① 交流による賑わいの創出づくり | ・交流の場や機会の提供(イベントなど) ・情報発信力の強化 | | | — |
| | ◆広報活動の連携による広域的な情報提供 | ・中部圏域ケーブルテレビ利活用研究会設置運営事業 ・CATV(NCN-TCC)の相互放送の実施 | ○ | | 事業予定・実施 — |
| | k-① 圏域情報の発信 | ・年代に応じた情報提供手段の確保・充実 ・メール配信システムの共同利用 | | | — |

※網掛けの項目は、今後、検討を要する課題であり、検討の結果、定住自立圏構想推進要綱に基づき取り組んでいく場合には、定住自立圏形成協定の変更又は定住自立圏共生ビジョンの修正が必要です。

【進捗状況】
①検討中 ②事業予定・実施
③完了 ④保留 ⑤廃止

イ・結びつきやネットワークの強化

■今後の検討課題(具体的な取組の体系図)



※網掛けの項目は、今後、検討を要する課題であり、検討の結果、定住自立圏構想推進要綱に基づき取り組んでいく場合には、定住自立圏形成協定の変更又は定住自立圏共生ビジョンの修正が必要です。

付 属 資 料

○ 鳥取県中部定住自立圏共生ビジョンの主な策定経過について

| 時期 | 主な経過等の内容 |
|--------------|--|
| 平成20年 | |
| 12月10日 | ○ 定住自立圏構想に係る「継続協議団体」の決定（倉吉市） |
| 12月26日 | ○ 定住自立圏構想推進要綱の制定（総務省） |
| 平成21年 | |
| 1月 1日 | ○ 定住自立圏構想推進要綱の施行（対象：先行実施団体の市町村） |
| 1月22日 | ○ 定住自立圏構想に係る「先行実施団体」の決定（倉吉市） |
| 3月 9日 | ● 中心市宣言の実施（倉吉市） |
| 4月 1日 | ○ 定住自立圏構想推進要綱の施行（対象：先行実施団体以外の市町村） |
| 12月25日～ | |
| 平成22年 | |
| ～1月25日 | ○ 定住自立圏形成協定書（案）に対するパブリックコメントの実施 |
| 3月16日～23日 | ○ 定住自立圏形成協定に係る締結議案の可決（各市町議会） |
| 3月31日 | ● 定住自立圏形成協定の締結（＝定住自立圏の形成） （倉吉市・三朝町・湯梨浜町・琴浦町・北栄町） |
| 4月 1日 | ○ 倉吉市定住自立圏共生ビジョン懇談会設置要綱の施行 |
| 9月24日 | ○ 倉吉市定住自立圏共生ビジョン懇談会（第1回：全体会） |
| 11月 8日 | ○ 倉吉市定住自立圏共生ビジョン懇談会（第2回：交通・移住・情報部会） |
| 11月 9日 | ○ 倉吉市定住自立圏共生ビジョン懇談会（第2回：産業振興・地産地消部会） |
| 11月10日 | ○ 倉吉市定住自立圏共生ビジョン懇談会（第2回：医療・福祉・教育部会） |
| 11月24日 | ○ 倉吉市定住自立圏共生ビジョン懇談会（第3回：医療・福祉・教育部会） |
| 11月26日 | ○ 倉吉市定住自立圏共生ビジョン懇談会（第3回：産業振興・地産地消部会） |
| 11月30日 | ○ 倉吉市定住自立圏共生ビジョン懇談会（第3回：交通・移住・情報部会） |
| 12月27日 | ○ 倉吉市定住自立圏共生ビジョン懇談会（第4回：全体会） |
| 平成23年 | |
| 1月21日～2月10日 | ○ 定住自立圏共生ビジョン（素案）に対するパブリックコメントの実施 （若者等に対するヒアリングの実施：1/26、2/10） |
| 2月18日 | ○ 倉吉市定住自立圏共生ビジョン懇談会（第5回：全体会） （定住自立圏共生ビジョン（案）の決定） |
| 2月25日～3月10日 | ○ 定住自立圏構想推進要綱に基づく定住自立圏共生ビジョン（案）に係る市町の個別協議の実施 |
| 3月14日 | ● 定住自立圏共生ビジョンの策定 |
| 4月 1日 | ○ 倉吉市定住自立圏共生ビジョン懇談会設置要綱の一部改正 |
| 4月28日 | ○ 倉吉市定住自立圏共生ビジョン懇談会（第1回：医療部会） |
| 5月12日 | ○ 倉吉市定住自立圏共生ビジョン懇談会（第2回：医療部会） |
| 5月17日～20日 | ○ 定住自立圏形成協定の変更に係る市町の個別協議の実施 |
| 6月17日～7月 1日 | ○ 定住自立圏形成協定の変更に係る締結議案の可決（各市町議会） |
| 7月 7日 | ● 定住自立圏形成協定の一部変更協定の締結（救急医療） （倉吉市・三朝町・湯梨浜町・琴浦町・北栄町） |
| 7月21日 | ○ 倉吉市定住自立圏共生ビジョン懇談会（第3回：全体会） |
| 7月22日～8月12日 | ○ 定住自立圏共生ビジョン（修正案）に対するパブリックコメントの実施 |
| 8月24日～8月30日 | ○ 定住自立圏構想推進要綱に基づく定住自立圏共生ビジョン（修正案）に係る市町の個別協議の実施 |

| | |
|---|---|
| <p>9月15日</p> <p>平成24年</p> <p>1月17日～25日</p> <p>1月26日～2月10日</p> <p>3月21日～23日</p> <p>3月26日</p> <p>3月23日～28日</p> <p>3月30日</p> <p>平成24年</p> <p>10月25日</p> <p>12月13日～28日</p> <p>平成25年</p> <p>2月18日～28日</p> <p>3月19日～22日</p> <p>3月25日</p> <p>3月22日～27日</p> <p>3月29日</p> <p>11月21日</p> <p>平成26年</p> <p>1月27日～3月10日</p> <p>5月9日～6月9日</p> <p>10月16日～22日</p> <p>12月22日</p> <p>12月24日～1月16日</p> <p>平成27年</p> <p>1月23日</p> <p>1月26日～2月6日</p> <p>2月19日</p> <p>3月20日～24日</p> <p>3月25日</p> <p>3月25日・26日</p> <p>3月31日</p> <p>平成28年</p> <p>2月2日</p> <p>2月3日～10日</p> <p>3月3日～3月24日</p> <p>3月25日</p> <p>3月25日～29日</p> <p>3月31日</p> <p>平成29年</p> <p>2月6日</p> <p>3月24日</p> | <p>● 定住自立圏共生ビジョンの修正公表</p> <p>○ 定住自立圏形成協定の変更に係る市町の個別協議の実施</p> <p>○ 倉吉市定住自立圏共生ビジョン懇談会（書面協議）</p> <p>○ 定住自立圏形成協定の変更に係る締結議案の可決（各市町議会）</p> <p>● 定住自立圏形成協定の一部変更協定の締結（消費生活） （倉吉市・三朝町・湯梨浜町・琴浦町・北栄町）</p> <p>○ 定住自立圏構想推進要綱に基づく定住自立圏共生ビジョン（修正案）に係る市町の個別協議の実施</p> <p>● 定住自立圏共生ビジョンの修正公表</p> <p>○ 倉吉市定住自立圏共生ビジョン懇談会（第1回：全体会）</p> <p>○ 定住自立圏形成協定の変更に係る市町の個別協議の実施</p> <p>○ 倉吉市定住自立圏共生ビジョン懇談会（書面協議）</p> <p>○ 定住自立圏形成協定の変更に係る締結議案の可決（各市町議会）</p> <p>● 定住自立圏形成協定の一部変更協定の締結（成年後見） （倉吉市・三朝町・湯梨浜町・琴浦町・北栄町）</p> <p>○ 定住自立圏構想推進要綱に基づく定住自立圏共生ビジョン（修正案）に係る市町の個別協議の実施</p> <p>● 定住自立圏共生ビジョンの修正公表</p> <p>○ 定住自立圏共生ビジョン懇談会（第1回：全体会）</p> <p>○ 第2次共生ビジョン策定に係る政策担当部会協議（第1期）</p> <p>○ 第2次共生ビジョン策定に係る政策担当部会協議（第2期）</p> <p>○ 第2次共生ビジョン策定に係る首長協議（書面協議）</p> <p>○ 定住自立圏共生ビジョン懇談会（第1回：全体会）</p> <p>○ 第2次共生ビジョン策定に係る政策担当部会協議（第3期）</p> <p>○ 定住自立圏共生ビジョン懇談会（第2回：全体会）</p> <p>○ 第2次共生ビジョン（素案）に対するパブリックコメントの実施</p> <p>○ 定住自立圏共生ビジョン懇談会（第3回：全体会） （第2次定住自立圏共生ビジョン（案）の決定）</p> <p>○ 定住自立圏形成協定の変更に係る締結議案の可決（各市町議会）</p> <p>● 定住自立圏形成協定の一部変更協定の締結（思春期保健・雇用創出） （倉吉市・三朝町・湯梨浜町・琴浦町・北栄町）</p> <p>○ 定住自立圏構想推進要綱に基づく第2次定住自立圏共生ビジョン（案）に係る市町の個別協議の実施</p> <p>● 第2次定住自立圏共生ビジョンの公表</p> <p>○ 定住自立圏共生ビジョン懇談会（第1回：全体会）</p> <p>○ 定住自立圏形成協定の変更に係る市町の個別協議の実施</p> <p>○ 定住自立圏形成協定の変更に係る締結議案の可決（各市町議会）</p> <p>● 定住自立圏形成協定の一部変更協定の締結（未婚・晩婚化対策） （倉吉市・三朝町・湯梨浜町・琴浦町・北栄町）</p> <p>○ 定住自立圏構想推進要綱に基づく定住自立圏共生ビジョン（修正案）に係る市町の個別協議の実施</p> <p>● 第2次定住自立圏共生ビジョンの修正公表</p> <p>○ 定住自立圏共生ビジョン懇談会（全体会）</p> <p>● 第2次定住自立圏共生ビジョンの修正公表</p> |
|---|---|

倉吉市定住自立圏共生ビジョン懇談会設置要綱

(設置)

第1条 定住自立圏構想推進要綱（平成20年12月26日付総行応第39号総務事務次官通知。以下「推進要綱」という。）第6に規定する定住自立圏共生ビジョン（以下「ビジョン」という。）を策定し、又は変更するに当たり、ビジョンの内容について民間、地域の関係者等の意見を幅広く反映するため、倉吉市定住自立圏共生ビジョン懇談会（以下「懇談会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 懇談会は、ビジョンの策定又は変更のために必要な事項を検討する。

(組織)

第3条 懇談会は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 推進要綱第5に規定された政策分野に関係する者
- (2) 圏域の住民の代表者
- (3) 前2号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 懇談会に会長及び副会長をそれぞれ1名置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、懇談会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 懇談会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 懇談会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を懇談会の会議に出席させ、説明又は意見を求めることができる。

4 懇談会の会議は、公開するものとする。ただし、会長が必要と認めるときは、懇談会に諮って非公開とすることができる。

(部会)

第7条 懇談会における検討を補助するため、懇談会に部会を置くことができる。

2 部会の委員は、会長が委嘱する。

3 部会の委員は、懇談会の会議に出席し、意見を述べることができる。

(庶務)

第8条 懇談会の庶務は、倉吉市企画振興部総合政策課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、懇談会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行後、最初に委嘱される委員の任期は、第4条第1項の規定にかかわらず、当該委嘱の日から平成24年3月31日までとする。
- 3 この要綱の施行後、最初に開催される懇談会の会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

附 則（平成23年3月31日倉吉市長決裁）

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

○ 倉吉市定住自立圏共生ビジョン懇談会委員名簿

(順不同・敬称略)

| 所属名 | 職名 | 氏名 | 備考 |
|---|-------|--------|-----|
| 学校法人藤田学院 鳥取看護大学・鳥取短期大学 | 理事長 | 山田 修平 | 会長 |
| 倉吉商工会議所 | 専務理事 | 佐々木 敬宗 | 副会長 |
| 公益社団法人鳥取県中部医師会 | 事務長 | 板垣 尊人志 | |
| 鳥取県介護支援専門員連絡協議会中部支部 | 副支部長 | 田中 恵理 | |
| 倉吉市保育園長会 | 園長 | 米田 美奈子 | |
| 倉吉市学校教育審議会 | 会長 | 小谷 次雄 | |
| 倉吉市体育協会 | 会長 | 生田 正範 | |
| 一般社団法人鳥取中部観光推進機構 | 副会長 | 牧野 光照 | |
| 鳥取県中部地域公共交通協議会 | 委員 | 福永 慎一 | |
| 鳥取中央農業協同組合 | 参事 | 藤原 治 | |
| NPO法人養生の郷 | 事務局長 | 岸本 康子 | |
| リアルマック | 代表 | 福井 恒美 | |
| 一般社団法人鳥取県ケーブルテレビ協議会 (日本海ケーブルネットワーク(株)倉吉放送センター) | センター長 | 太田 正樹 | |
| 倉吉市 | — | 米田 伸之介 | |
| 三朝町 | — | 布広 覚 | |
| 湯梨浜町 | — | 遠藤 公章 | |
| 琴浦町 | — | 四門 隆 | |
| 北栄町 | — | 福井 利明 | |

(任期：平成28年4月1日～平成30年3月31日)

第2次鳥取県中部定住自立圏共生ビジョン

平成27年3月31日策定

平成28年3月31日修正

平成29年3月24日修正

■発行：倉吉市

〒682-8611 鳥取県倉吉市葵町 722

TEL 0858-22-8111 FAX 0858-22-1087

公式サイト <http://www.city.kurayoshi.lg.jp/>

■編集：倉吉市 企画振興部総合政策課